

令和6年財政検証

令和6年8月26日
佐藤裕亮

令和6年財政検証結果の概要

財政検証について

平成16(2004)年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%)
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用 (おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

人口や経済の動向

財政検証

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
- 給付水準の自動調整(マクロ経済スライド)の開始・終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率(※)が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2024年度: 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注: 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

令和6(2024)年財政検証の諸前提

<社会・経済状況に関する諸前提>

財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確実であるため、幅広い複数のケースを設定している。財政検証の結果についても、複数のケースを参照し幅広く解釈する必要がある。

※ なお、現行制度に基づく財政検証は、令和6年10月に施行される適用拡大（企業規模要件100人超→50人超）等の影響を織り込んでいる。

<人口の前提>

「日本の将来推計人口」（2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所）

出生率：高位・中位・低位
 死亡率：高位・中位・低位
 入国超過数：
 25万人、16.4万人、6.9万人

合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数	
2020年 (実績)	2070年	2020年 (実績)	2070年	2016~2019年 (実績の平均)	~2040年 入国超過数(一定)
1.33	高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	男性：81.58 女性：87.72	高位 (余命の伸び小) { 84.56 90.59 中位 { 85.89 91.94 低位 (余命の伸び大) { 87.22 93.27	16.4万人	25万人 16.4万人 6.9万人
※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定					

<労働力の前提>

「労働力需給の推計」（2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構）

- ① 労働参加進展シナリオ
- ② 労働参加漸進シナリオ
- ③ 労働参加現状シナリオ

就業者数		就業率 ※15歳以上人口に占める割合	
2022年 (実績)	2040年	2022年 (実績)	2040年
6,724万人	労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人	60.9%	労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9%

<経済の前提>

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定（2024年4月）

- ① 高成長実現ケース
- ② 成長型経済移行・継続ケース
- ③ 過去30年投影ケース
- ④ 1人当たりゼロ成長ケース

		将来の経済状況の仮定		<長期の経済前提>				参考(推計結果)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	1.4%	2.0%	2.0%	3.4%	1.4%	1.6%	2.3%
成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続		1.1%	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1%	1.8%
過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	0.5%	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	▲0.1%	0.7%
1人当たりゼロ成長ケース		一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2%	0.4%	0.1%	1.4%	1.3%	▲0.7%	0.1%

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し －

足下の所得代替率※（2024年度）

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

61.2%

比例：25.0%
基礎：36.2%

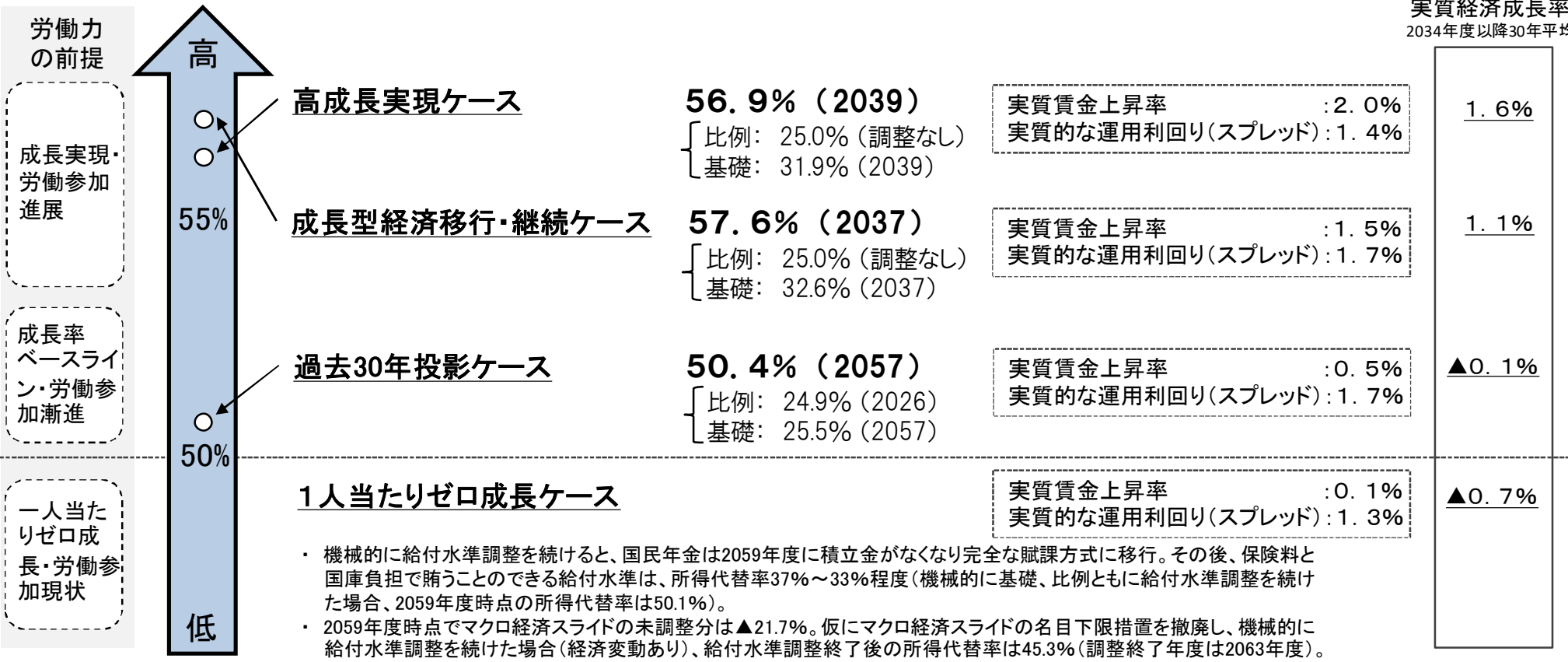
所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額
2024年度： 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注：所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、（ ）内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均



高成長実現ケース

56.9% (2039)

実質賃金上昇率 : 2.0%
実質的な運用利回り(スプレッド) : 1.4%

1.6%

成長型経済移行・継続ケース

57.6% (2037)

実質賃金上昇率 : 1.5%
実質的な運用利回り(スプレッド) : 1.7%

1.1%

過去30年投影ケース

50.4% (2057)

実質賃金上昇率 : 0.5%
実質的な運用利回り(スプレッド) : 1.7%

▲0.1%

1人当たりゼロ成長ケース

- ・ 機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度（機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合、2059年度時点の所得代替率は50.1%）。
- ・ 2059年度時点でマクロ経済スライドの未調整分は▲21.7%。仮にマクロ経済スライドの名目下限措置を撤廃し、機械的に給付水準調整を続けた場合（経済変動あり）、給付水準調整終了後の所得代替率は45.3%（調整終了年度は2063年度）。

実質賃金上昇率 : 0.1%
実質的な運用利回り(スプレッド) : 1.3%

▲0.7%

※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円（全国加重平均）となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。（高成長実現ケース：+0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース：+0.4%ポイント、過去30年投影ケース：+0.3%ポイント）

注1：試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
注2：高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り(スプレッド)が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26(2014)年財政検証においても同様の結果が生じている。

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)

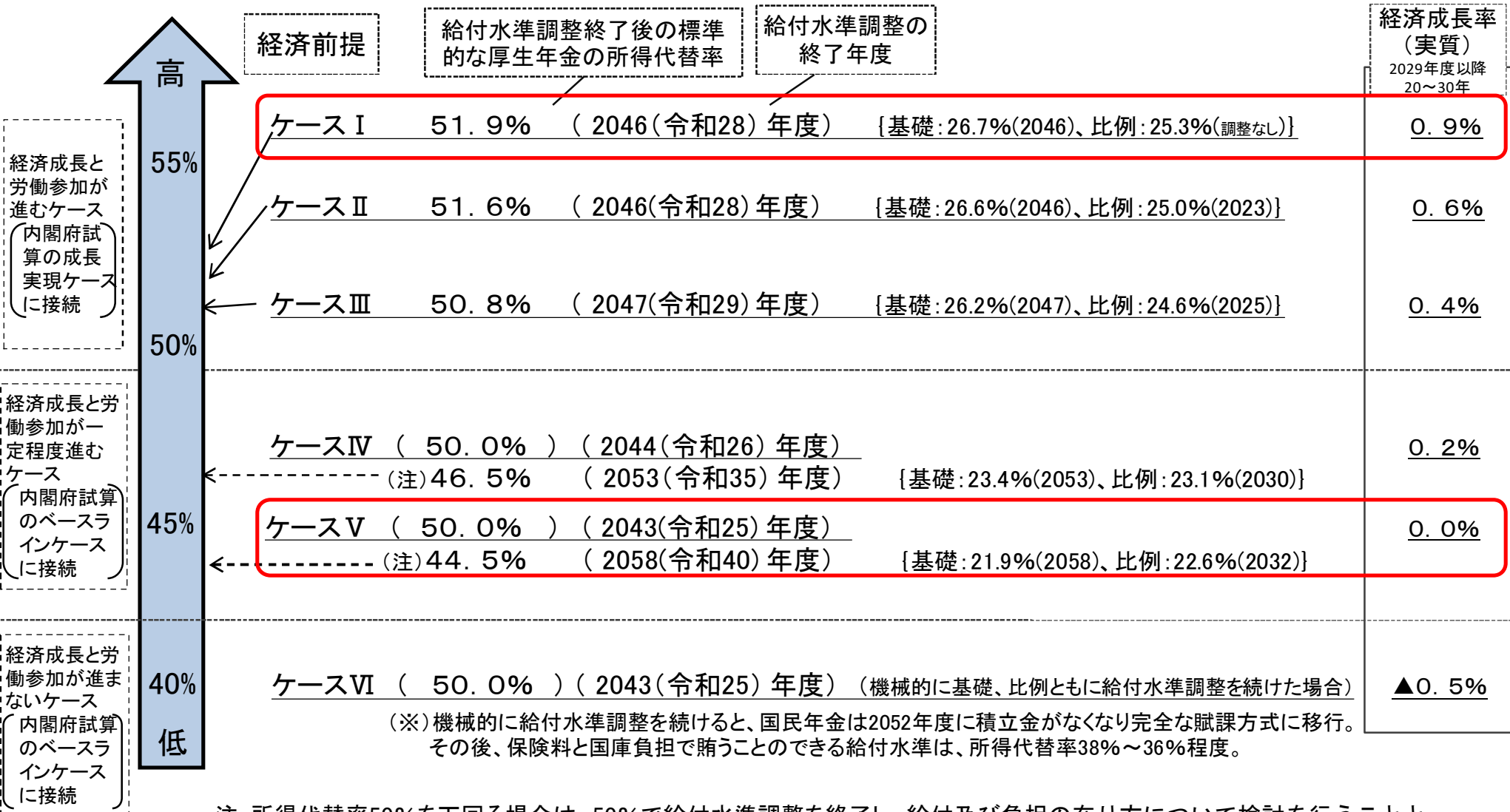
－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し(人口の前提:出生中位、死亡中位) －

※ 所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率

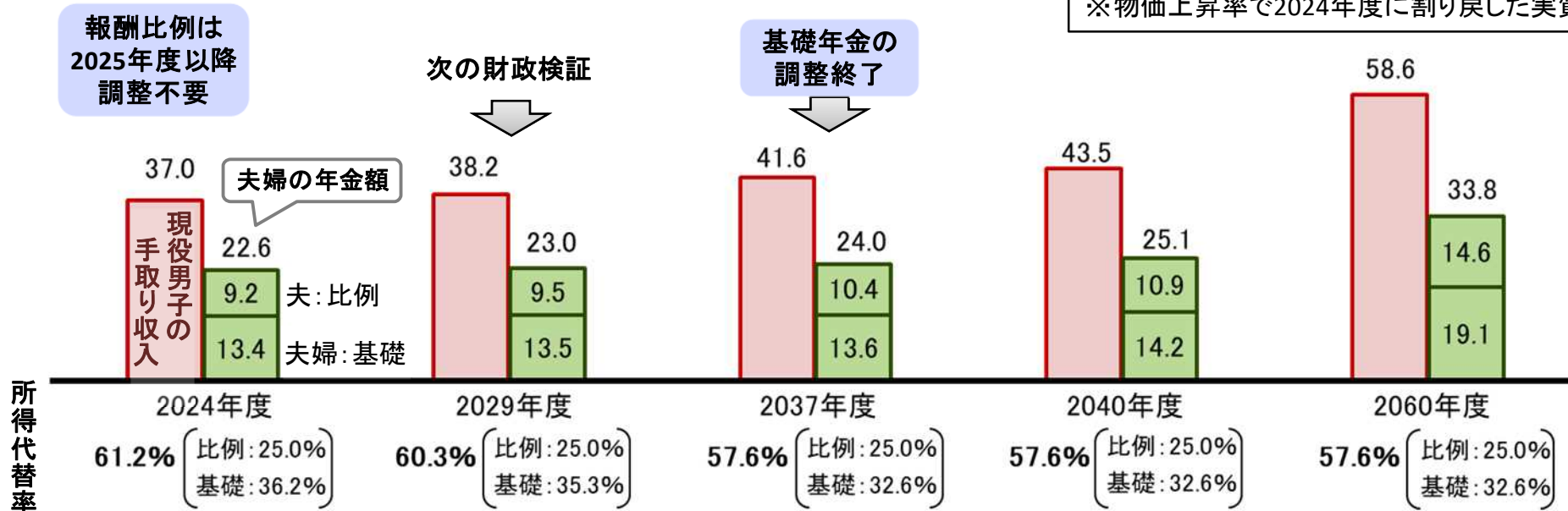


注: 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。

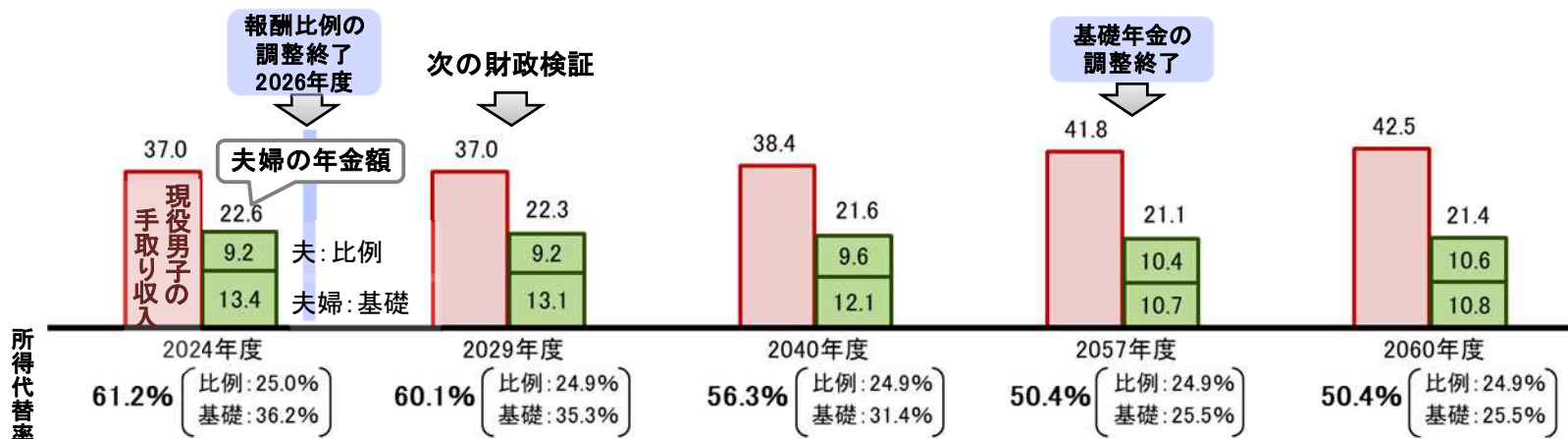
所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率(対物価)1.5%）

単位：万円(月額)
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



過去30年投影ケース（実質賃金上昇率(対物価)0.5%）



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
 ※ 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。
 ※ 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

オプション試算の内容

1. 被用者保険の更なる適用拡大

- ①: 被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所に係る非適用業種の解消を行う場合
(約90万人)
- ②: ①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合
(約200万人)
- ③: ②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合
(約270万人)
- ④: 所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合
(約860万人)

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額

基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致

基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

4. 在職老齢年金制度

就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)の見直しを行った場合

5. 標準報酬月額の上限

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直しを行った場合

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)

5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90万人・・・企業規模要件撤廃+非適用業種の解消 (A)
- ② 200万人・・・①+賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A+B)
- ③ 270万人・・・②+5人未満個人事業所 (A+B+C)
- ④ 860万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)

適用拡大対象者数【万人】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
①	90	40	30	20
②	200	70	90	40
③	270	130	90	50
④	860	380	290	200

フルタイム
4,780万人

厚生年金の被保険者
(フルタイム)
4,590万人

週所定労働時間
4分の3 (注4)

厚生年金の被保険者
(短時間)

令和2年改正までの
適用拡大の効果

企業規模要件撤廃

5人未満個人事業所

5人以上個人事業所の
非適用業種の解消

70万人・・・C
〔5人未満個人
※短時間を含む〕

20万人・・・A
〔5人以上個人
非適用業種
※短時間を含む〕

学生等
20万人
(注3)

フルタイム
以外
960万人

うち
20時間以上
380万人

うち
20時間未満
580万人

90万人
〔企業規模
100人超〕

20万人
〔企業規模
50人超100人以下〕

70万人
〔企業規模
50人以下〕・・・A

110万人〔月8.8万円未満〕・・・B

410万人〔10~20時間〕

180万人〔10時間未満〕

賃金要件撤廃又は
最低賃金の引上げ

適用事業所

非適用事業所
(未適用者を含む)

注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。

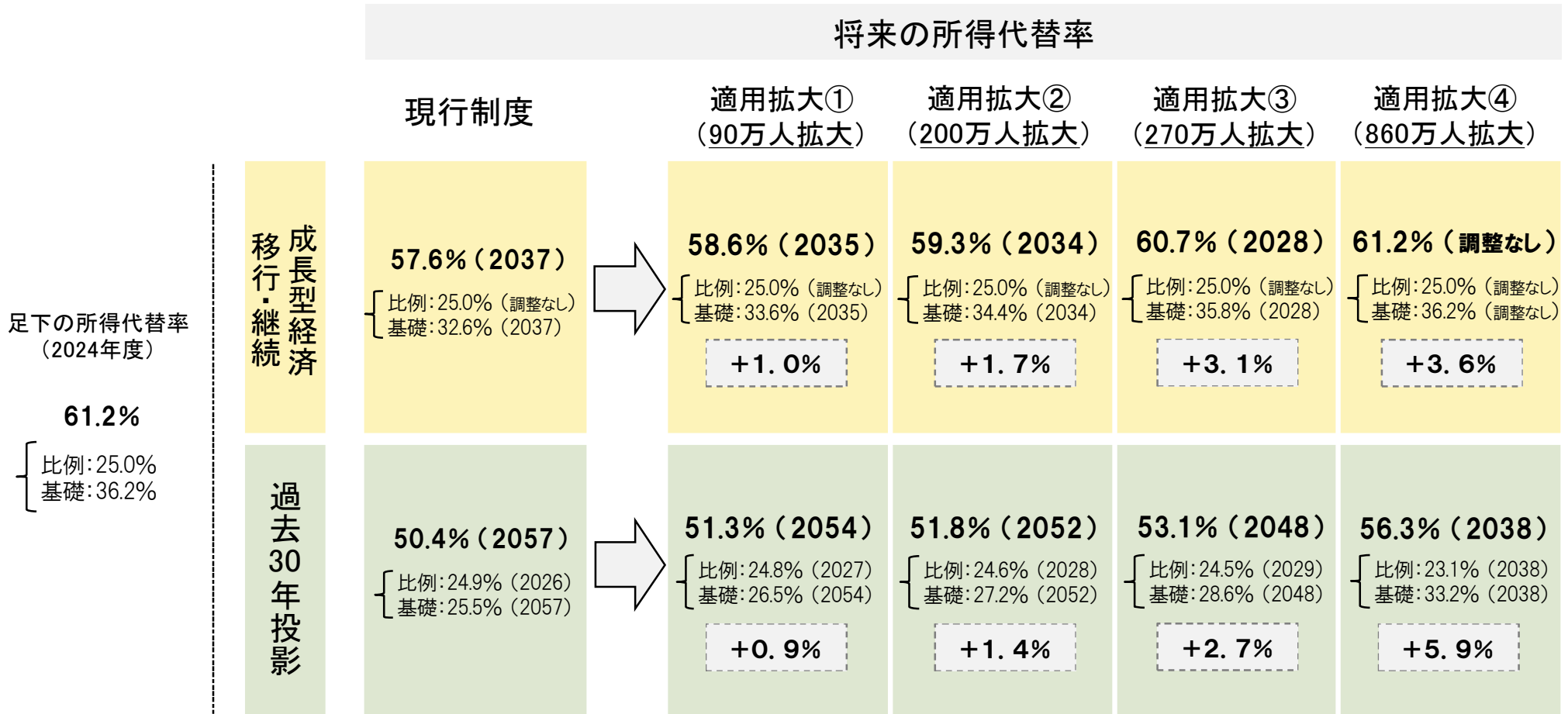
注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。

注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。

注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

1. 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

- ①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と5人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合(約90万人拡大)
 - ②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合(約200万人拡大)
 - ③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用事業所とする場合(約270万人拡大)
 - ④：所定労働時間が週10時間以上の全ての被用者を適用する場合(約860万人拡大)
- ・試算の便宜上、2027年10月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。



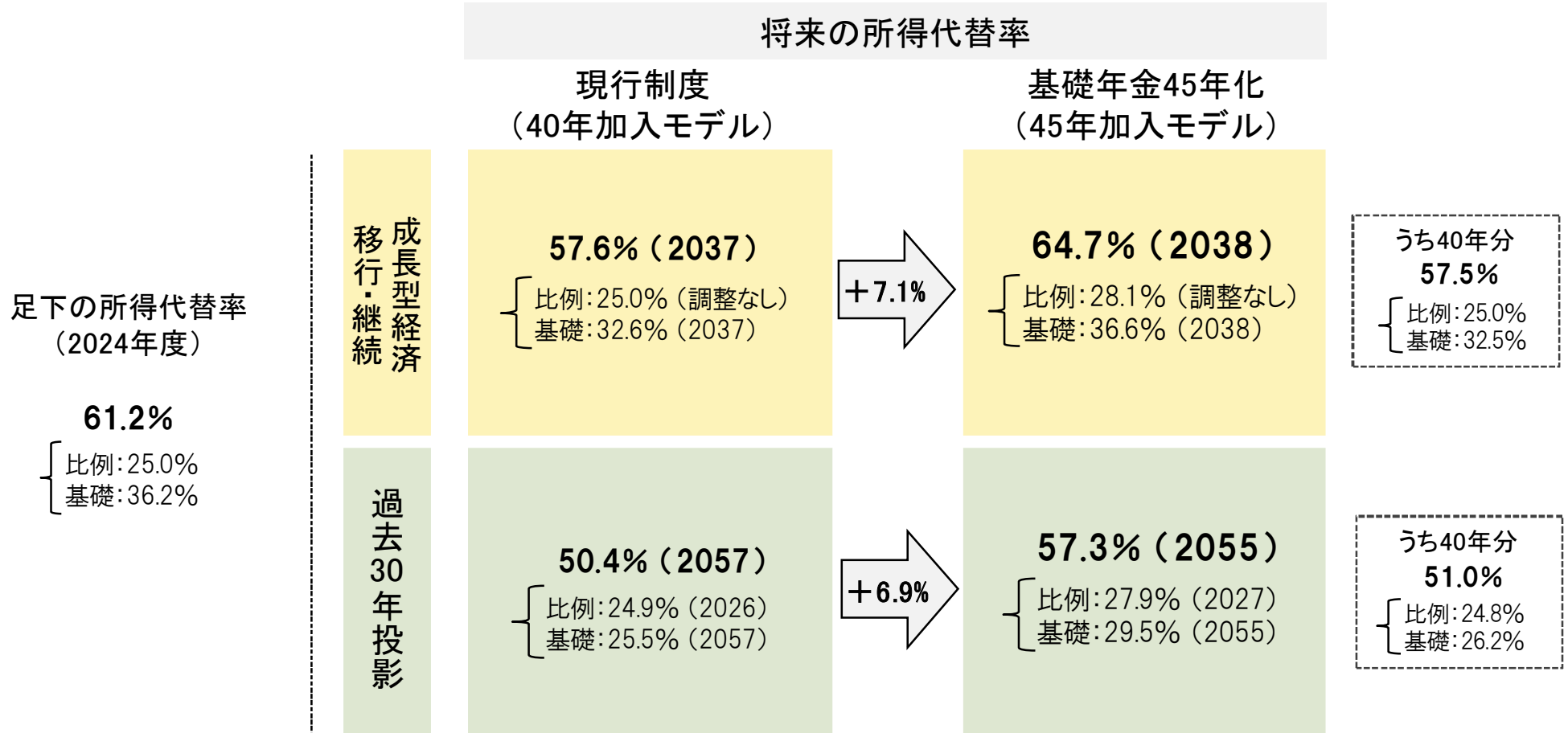
注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額を行った場合

○ 基礎年金の保険料拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長し、拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合

- ・試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。
- ・延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算している。
- ・マクロ経済スライドの調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

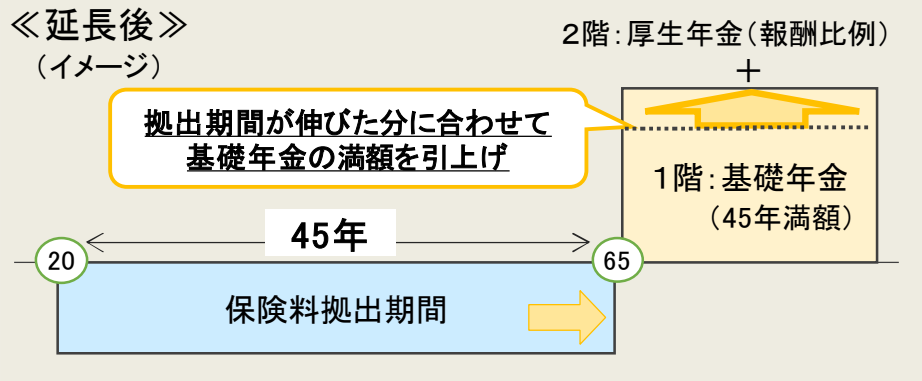
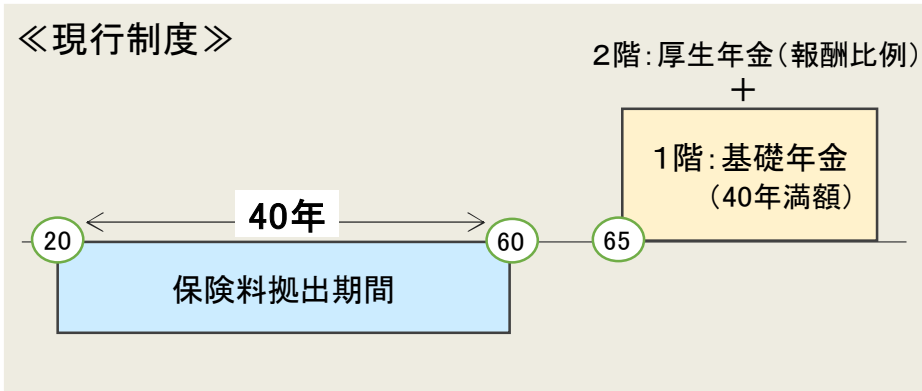
注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

注3: 現行の仕組みの下で厚生年金に20歳から64歳まで45年加入した場合は、報酬比例部分の給付水準のみ、40年加入した場合の45/40倍となる。

(参考) 基礎年金の拠出期間延長・給付増額のイメージと試算の前提

- 基礎年金の拠出期間を現行の40年(20～59歳)から45年(20～64歳)に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。

基礎年金の拠出期間延長・給付増額した場合のイメージ



試算の前提(基礎年金) — 個人ベースの負担と給付の関係 —

被保険者区分	負担(保険料)	給付(基礎年金)
1号	60～64歳の5年間追加で保険料負担 (※2)	60～64歳の5年間の負担に応じた給付増 (※1)
2号・3号	追加の保険料負担なし	60～64歳の5年分に対応する給付増

※1: 令和6年度の基礎年金額(年81.6万円)をもとに計算すると、年約10万円の給付増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)

※2: 令和6年度の国民年金保険料(月約1.7万円)をもとに計算すると、5年間で約100万円の負担増。(試算においてはさらに毎年度の改定を織り込んでいる。)
なお、現行制度における保険料免除の仕組みが60～64歳においても同様に適用される前提で試算。

※3: 試算の便宜上、2031年度に60歳に達する者から、生年度が2年次あがるごとに1年ずつ拠出期間を延長した場合として試算。

※4: 延長期間(60～64歳)に係る給付にも2分の1の国庫負担がある前提で試算。

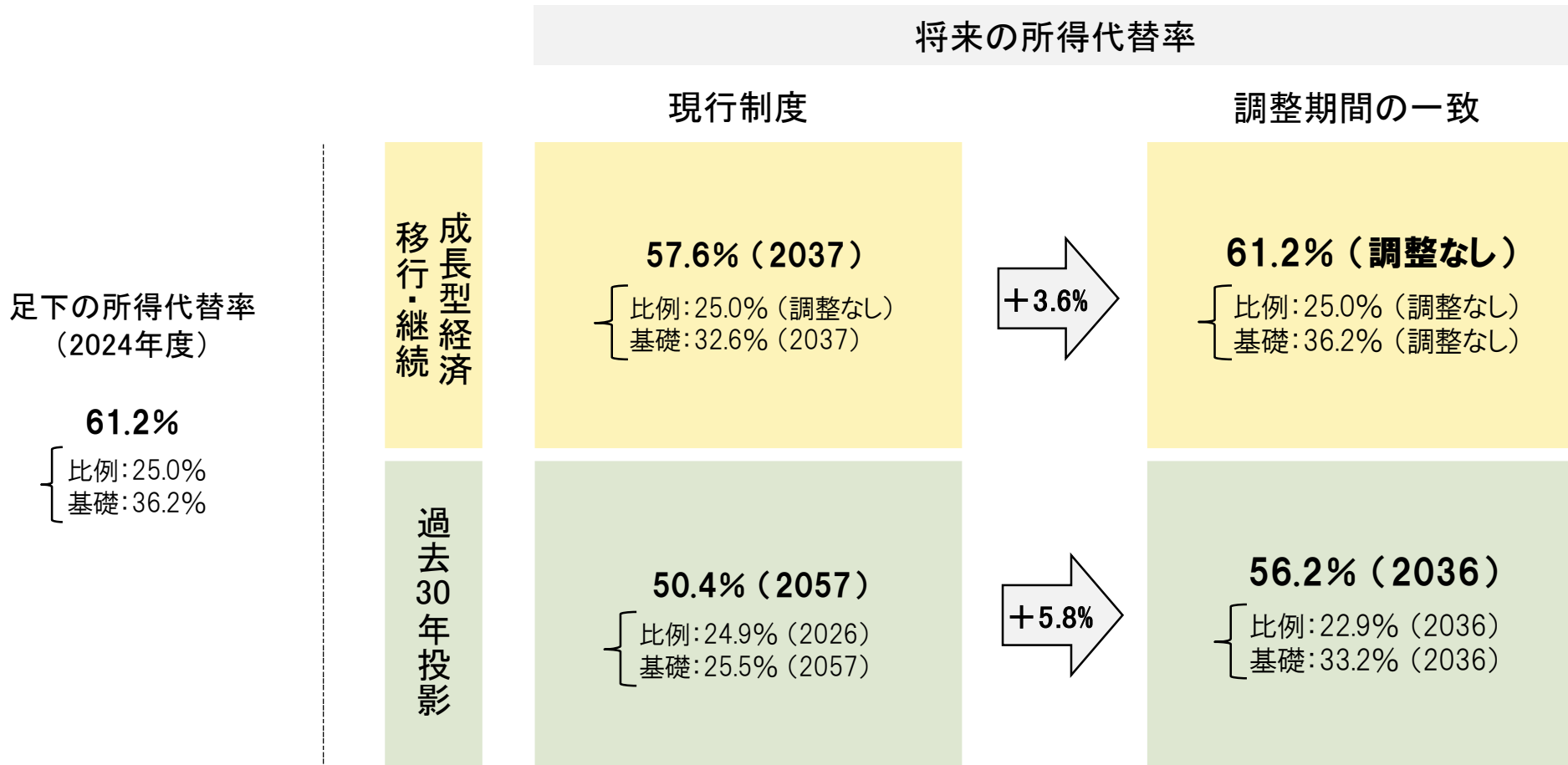
※5: マクロ経済スライドの調整率は、現行制度と同じと仮定。

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

4. 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃した場合

○ 就労し、一定以上の賃金を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部または全部の支給を停止する仕組み(在職老齢年金制度)を撤廃した場合

・ 試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例部分の所得代替率が低下(基礎年金への影響はない)。

⇒ 働く年金受給者の給付が増加する一方、将来の受給世代の給付水準が低下する。

【参考】65歳以上の在職老齢年金の支給停止基準額を変更した場合の影響
(2022年度末データ)

支給停止基準額	支給停止者数	支給停止額	支給停止基準額見直しによる給付増
現行 [2022年度 47万円]	50万人 (16%)	4,500億円	—
53万円	37万人 (12%)	3,600億円	900億円
56万円	33万人 (11%)	3,200億円	1,300億円
59万円	29万人 (10%)	2,700億円	1,800億円
62万円	27万人 (9%)	2,300億円	2,200億円
65万円	25万人 (8%)	1,900億円	2,600億円
⋮	⋮	⋮	⋮
撤廃	—	—	4,500億円

高在老の撤廃

所得代替率への影響

比例：▲0.5%

※ 基礎は影響なし

【参考】高在老の撤廃による給付増
(報酬比例部分)

2030年度：5,200億円

2040年度：6,400億円

2060年度：4,900億円

※ 賃金上昇率により2024年度の価格に換算したもの

注1: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位・入国超過数16.4万人))。

過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率(比例): [現行]24.9%(2026年度)→[高在老撤廃]24.4%(2029年度) ※()内は調整終了年度

なお、成長型経済移行・継続ケースにおいては現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない見直しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

注2: 右表の支給停止者数における()内は、65歳以上の在職老齢年金受給権者(308万人)に対する割合である。

注3: 右表の支給停止者数には第2~4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていないが、支給停止額には含まれている。

5. 標準報酬月額の上限の見直しを行った場合

○ 厚生年金の標準報酬月額上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合

① 75万円(上限該当者4%相当)、② 83万円(上限該当者3%相当)、③ 98万円(上限該当者2%相当)

- ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。・標準賞与の上限は、上限該当者の賞与の水準を踏まえ現行と同じと仮定。
- ・現行の上限該当者は6%程度。

※ 厚生年金の保険料収入の増加により報酬比例部分の所得代替率が上昇(基礎年金への影響はない)。

⇒ 上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

標準報酬月額上限	上限該当者数 ^(注1) ※()内は上限該当者の割合	保険料収入の増加額 ^(注2) ※()内は事業主負担分	所得代替率への影響 ^(注3)
現行 65万円	259万人 (6.2%)	—	—
上限の見直し① 75万円	168万人 (4.0%)	4,300億円 (2,150億円)	比例: +0.2% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し② 83万円	123万人 (3.0%)	6,600億円 (3,300億円)	比例: +0.4% ※ 基礎は影響なし
上限の見直し③ 98万円	83万人 (2.0%)	9,700億円 (4,850億円)	比例: +0.5% ※ 基礎は影響なし

<参考> 上限該当者に係る ^(注4) 老齢厚生年金の給付増 ※10年間、見直し後の 標準報酬上限に 該当した場合の例
6.1万円/年 (終身)
11.0万円/年 (終身)
20.1万円/年 (終身)

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。()内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。

過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例):

※()内は調整終了年度

[現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①:75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②:83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③:98万円]24.5%(2029年度)

なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

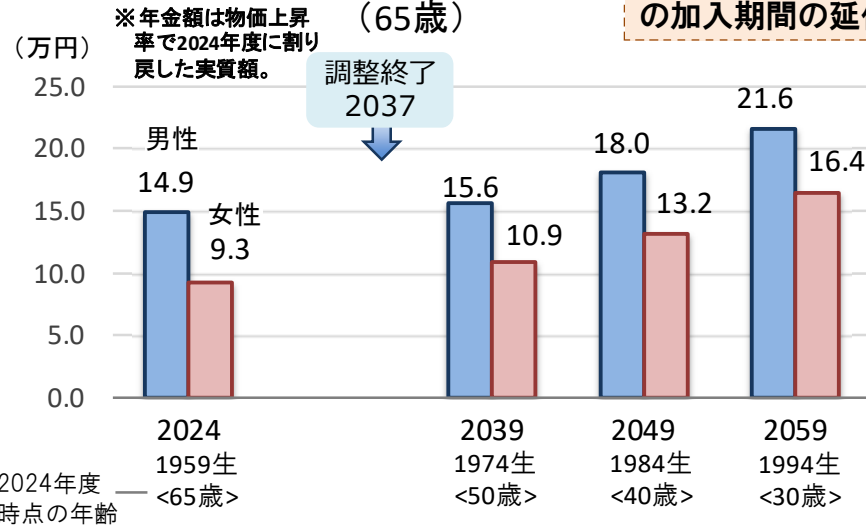
注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

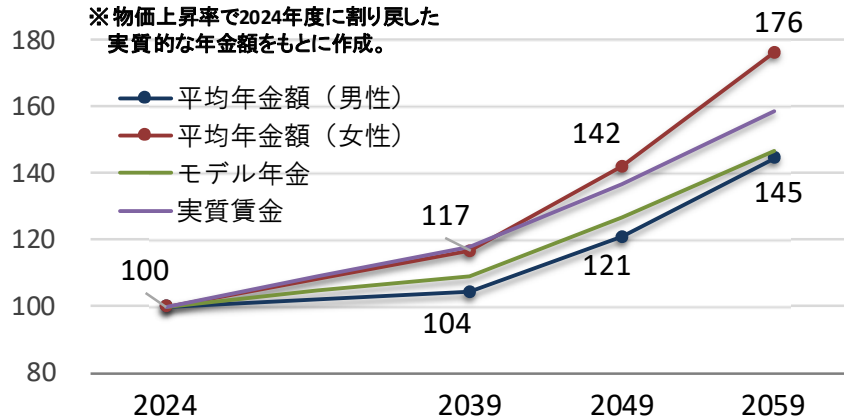
成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率(対物価) 1.5%）

○ 年金額(物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額)は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

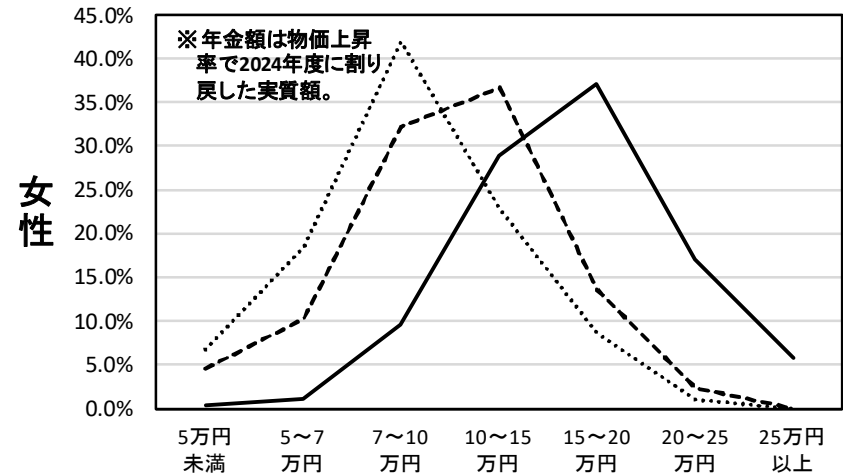
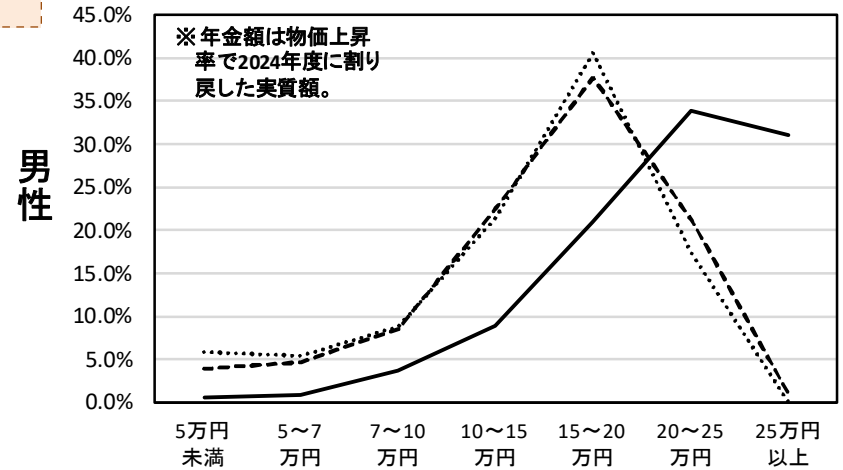
平均年金額【1人分】 (65歳)



年金の伸び



年金月額の分布



..... 1959年度生 <65歳> - - - 1974年度生 <50歳> — 1994年度生 <30歳>

※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

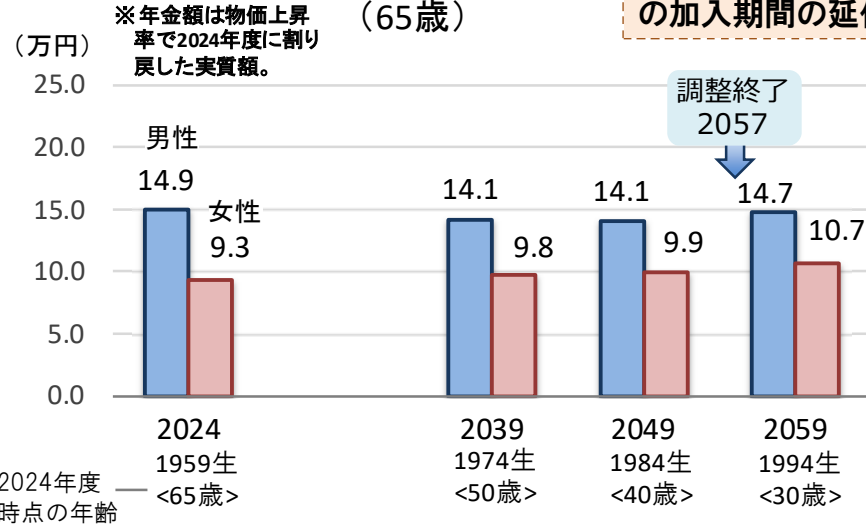
※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証 年金額分布推計）

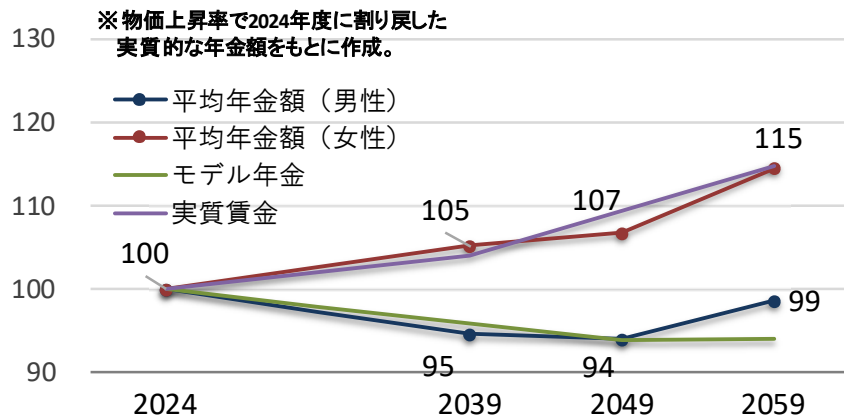
過去30年投影ケース（実質賃金上昇率(対物価)0.5%）

○ 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金（特に基礎年金）は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

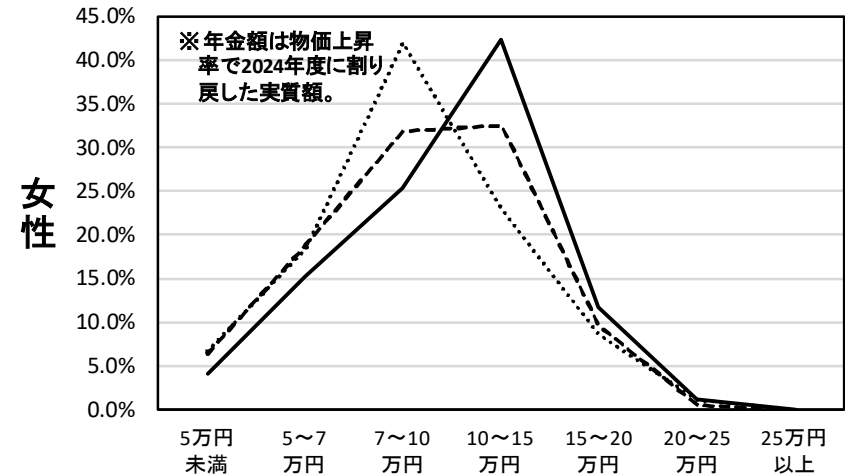
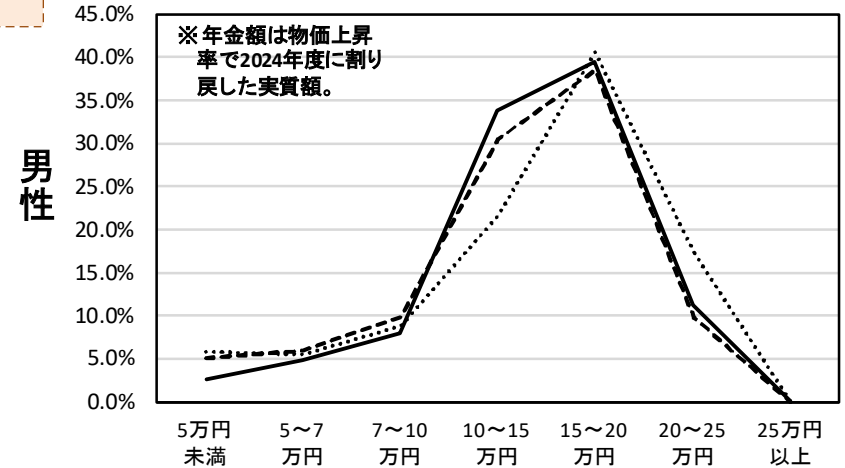
平均年金額【1人分】 （65歳）



年金の伸び



年金月額分布



..... 1959年度生 <65歳> - - - - - 1974年度生 <50歳> ——— 1994年度生 <30歳>

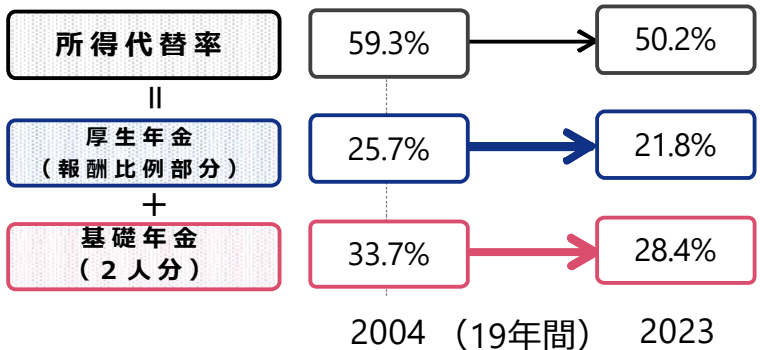
※1 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

※2 モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

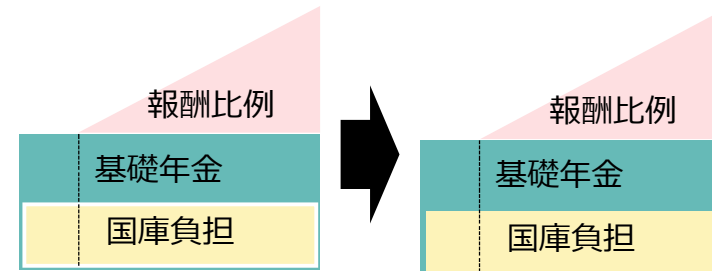
調整期間の一致

(参考) マクロ経済スライドの調整期間の一致について

《平成16(2004)年財政再計算》 ※ 基本ケース



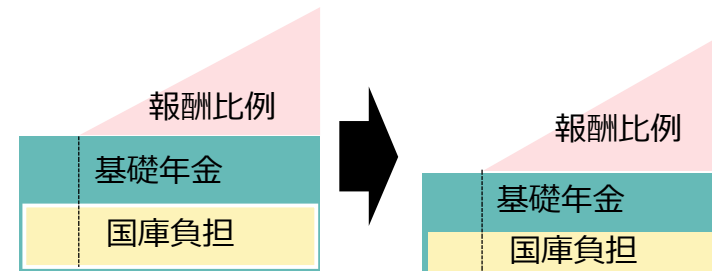
＜バランスの維持＞



《令和6(2024)年財政検証》 ※ 過去30年投影ケース



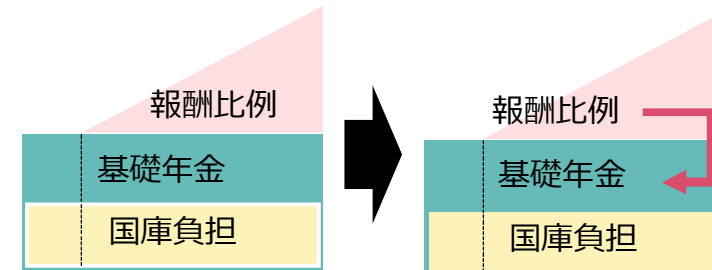
＜バランスの偏り＞ (基礎年金の割合の低下)



《調整期間の一致》



＜バランスの維持＞

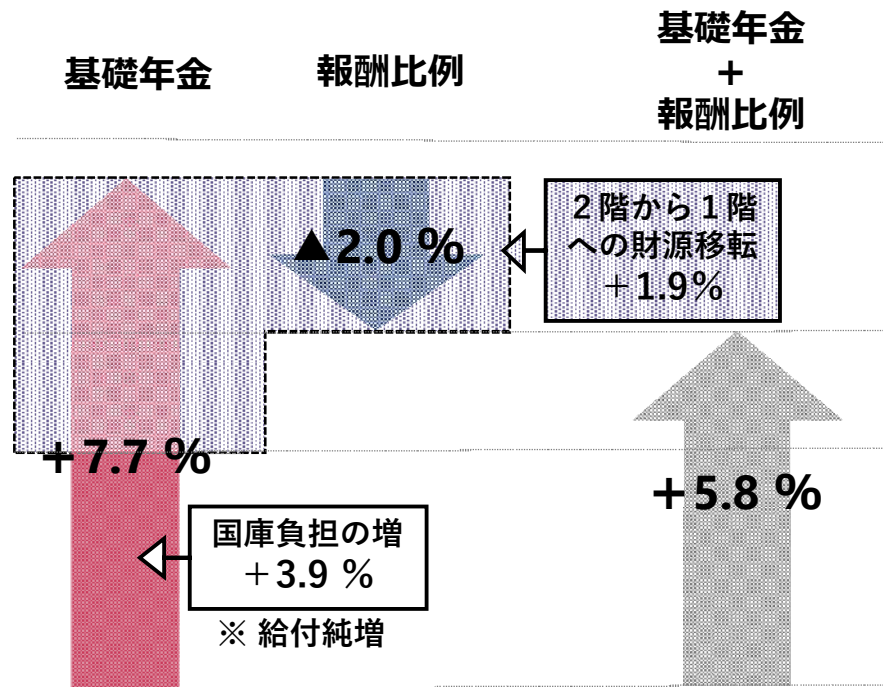


調整期間一致に伴う給付水準の変化

所得代替率の変化（給付水準調整終了後）

※ 令和6（2024）年財政検証 過去30年投影ケース

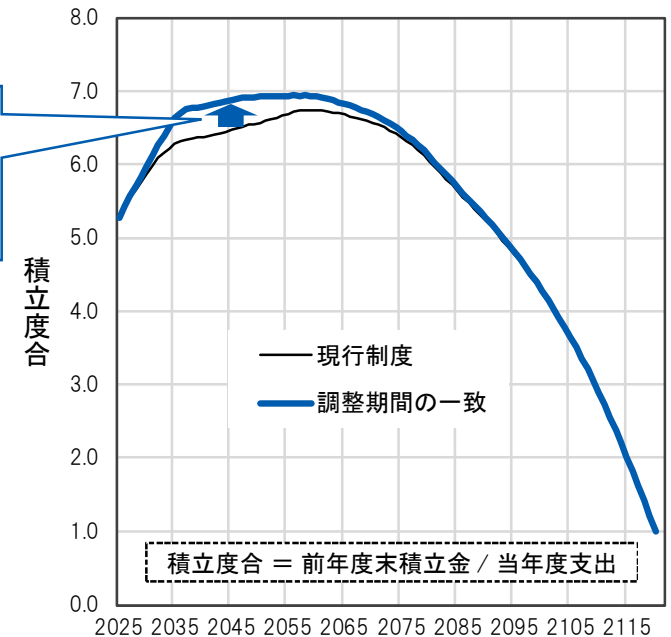
	現行制度		調整期間一致	
	50.4 %	→	56.2 %	[+ 5.8 %]
報酬比例	24.9 %	→	22.9 %	[▲ 2.0 %]
基礎年金	25.5 %	→	33.2 %	[+ 7.7 %]



足下世代の2階の財源が将来世代の1階の給付へ移転される影響により、積立度合は現行制度より上昇

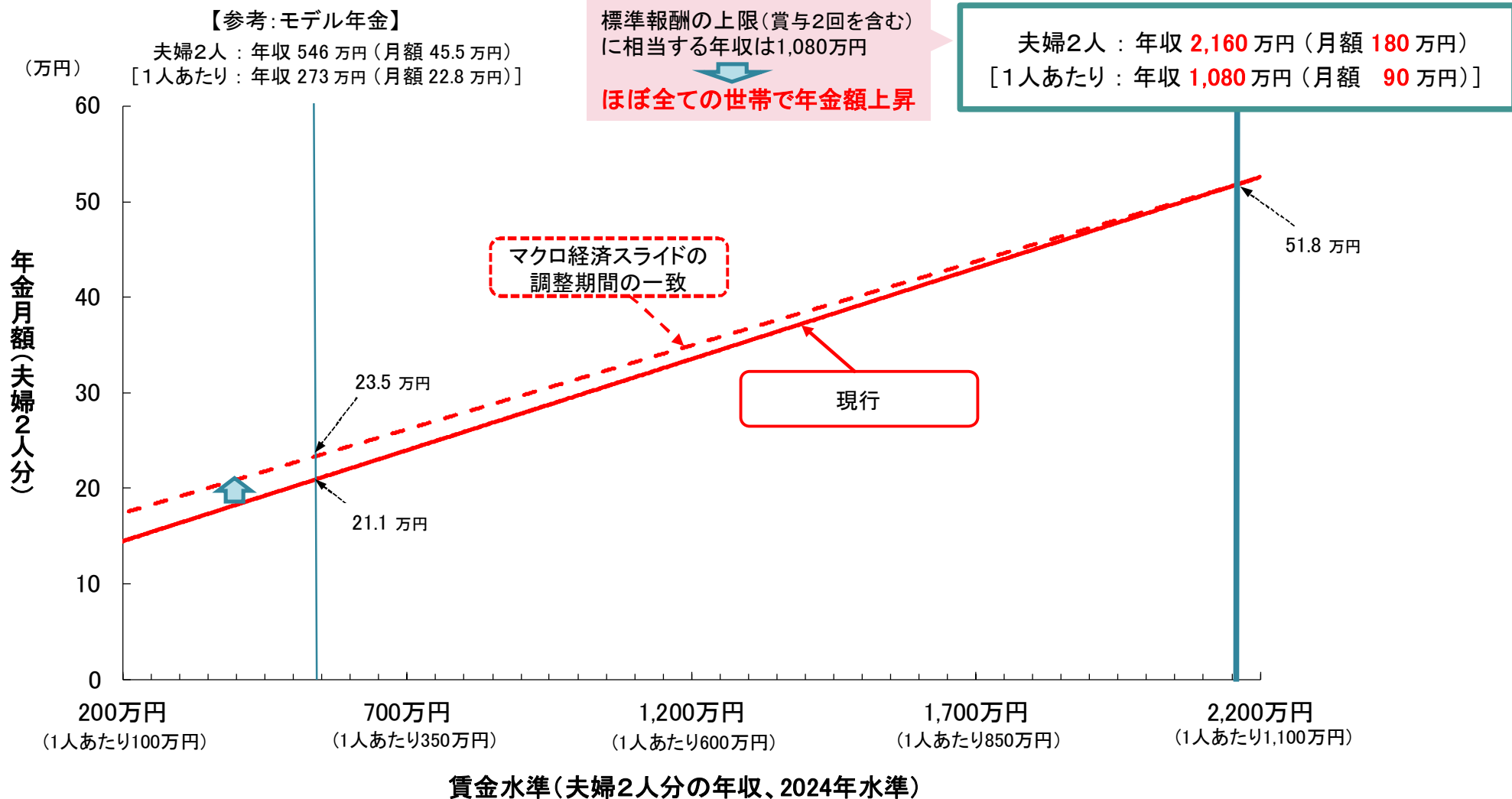
世代間の分配の調整により将来の給付水準を確保

【積立度合の変化（国民年金+厚生年金）】



(参考) 賃金水準別に見た調整期間一致による年金額への影響

過去30年投影ケース：2057年度



※ 成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例の低下がないため全ての世帯で年金額が上昇。

注1：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。

注2：厚生年金の加入期間が40年を超える場合、より低い年収でも年金額が低下する場合がある。ただし、年金額が低下するのは、生涯年収（標準報酬ベース）約4.3億円（＝1080万円×40年）を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満。（2022年度末の厚生年金（共済分除く）の受給権者に基づく試算）

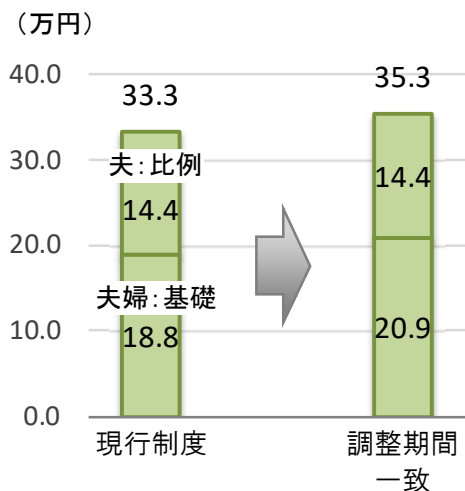
将来の年金額への影響(マクロ経済スライドの調整期間一致)

— 令和6(2024)年財政検証 成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース —

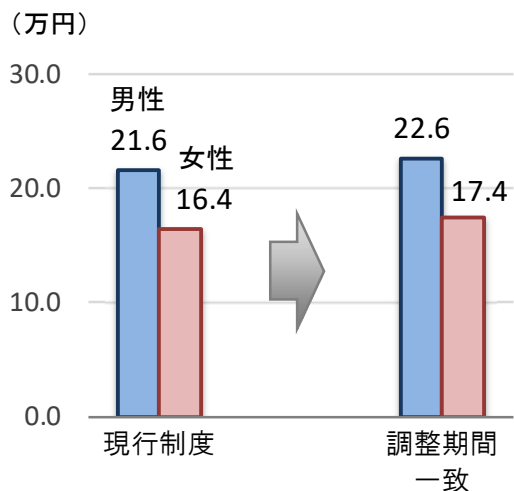
○マクロ経済スライドの調整期間の一致は、将来(2059)の年金水準の確保に効果あり。(特に基礎年金や低年金)

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

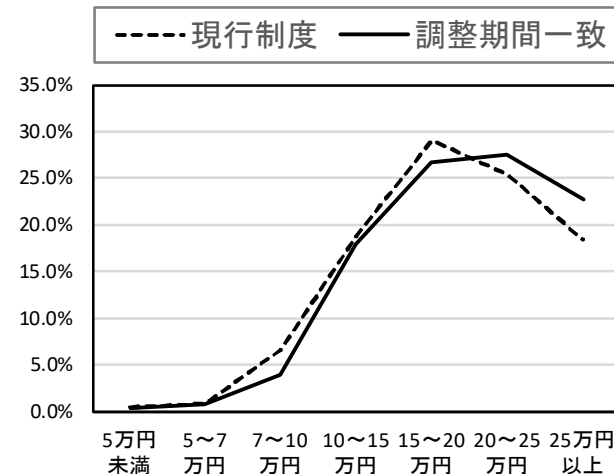
モデル年金(2059年)
【夫婦2人】



平均年金額(2059年に65歳)
【1人分】 1994生<30歳>

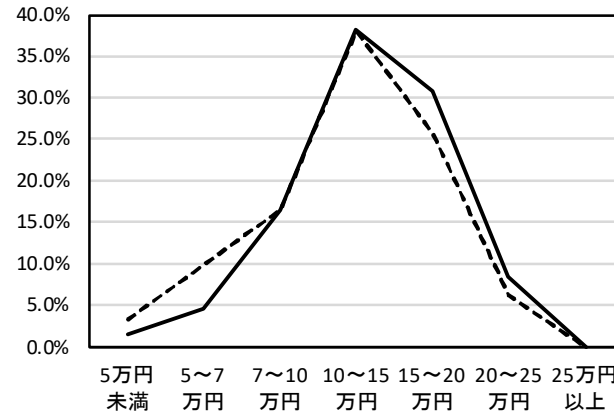
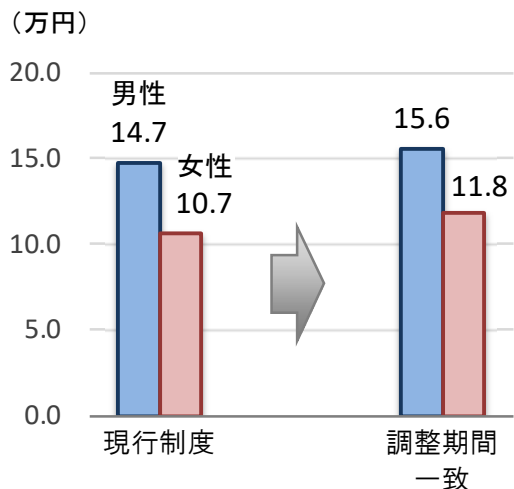
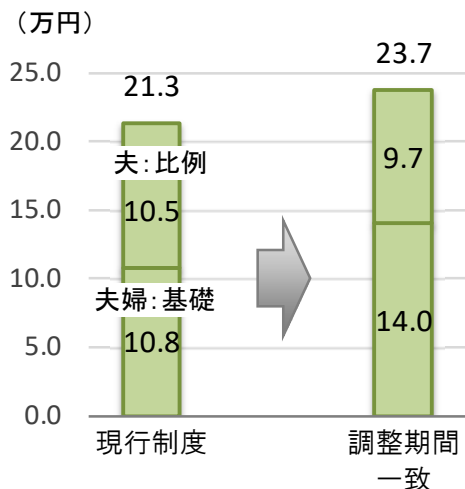


年金額分布(2059年に65歳)
1994生<30歳>



成長型経済移行・継続

過去30年投影

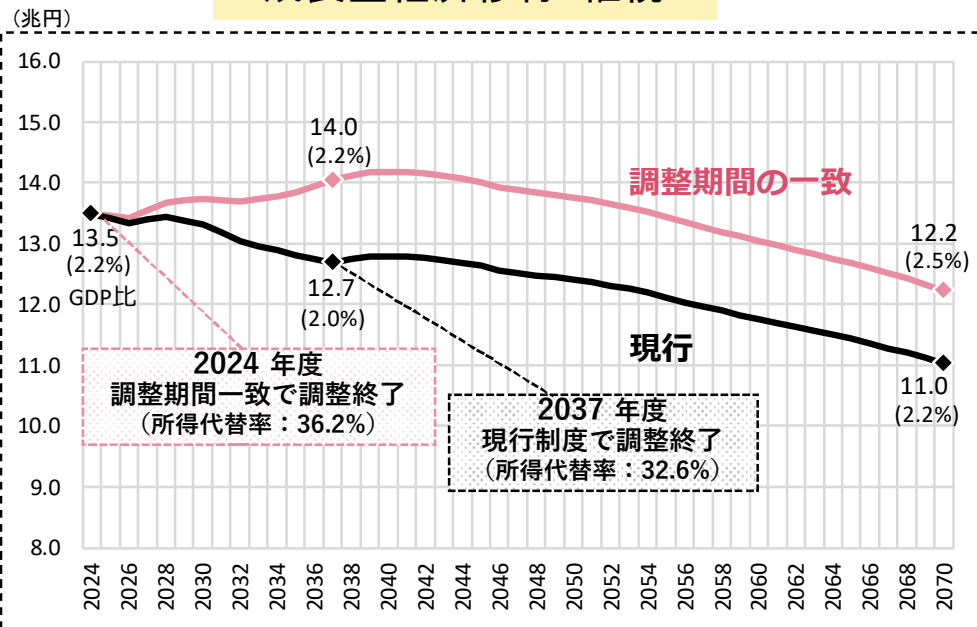


注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

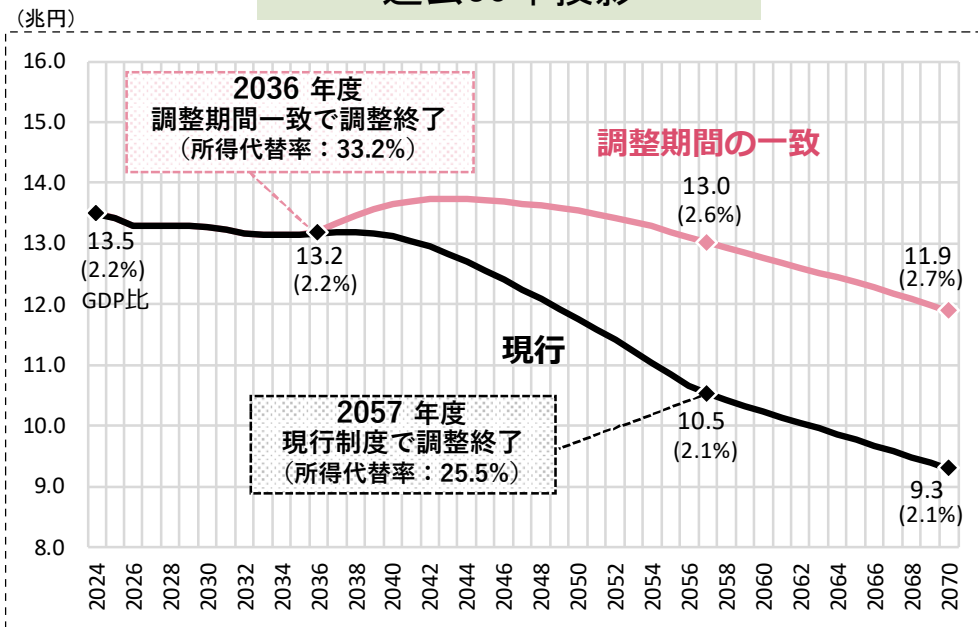
注2: <>内は2024年時点の年齢

(参考) マクロ経済スライドの調整期間一致による国庫負担の見通しの変化

成長型経済移行・継続



過去30年投影



(単位:兆円)

	現行		調整期間一致		調整期間一致による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2037	12.7	(2.0%)	14.0	(2.2%)	【+1.4】
2040	12.8	(2.0%)	14.2	(2.2%)	【+1.4】
2050	12.4	(2.1%)	13.8	(2.4%)	【+1.4】
2060	11.8	(2.2%)	13.0	(2.4%)	【+1.3】
2070	11.0	(2.2%)	12.2	(2.5%)	【+1.2】

(単位:兆円)

	現行		調整期間一致		調整期間一致による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2036	13.2	(2.2%)	13.2	(2.2%)	【+0.0】
2040	13.1	(2.3%)	13.6	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.2%)	13.5	(2.6%)	【+1.8】
2057	10.5	(2.1%)	13.0	(2.6%)	【+2.5】
2060	10.2	(2.1%)	12.8	(2.7%)	【+2.5】
2070	9.3	(2.1%)	11.9	(2.7%)	【+2.6】

- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

(参考) マクロ経済スライドの調整期間を一致させる場合における調整終了年度の決定方法

○ 現行制度の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。

現行制度（2段階方式）

第1段階 国民年金の財政均衡
(⇒ 基礎年金水準の決定)

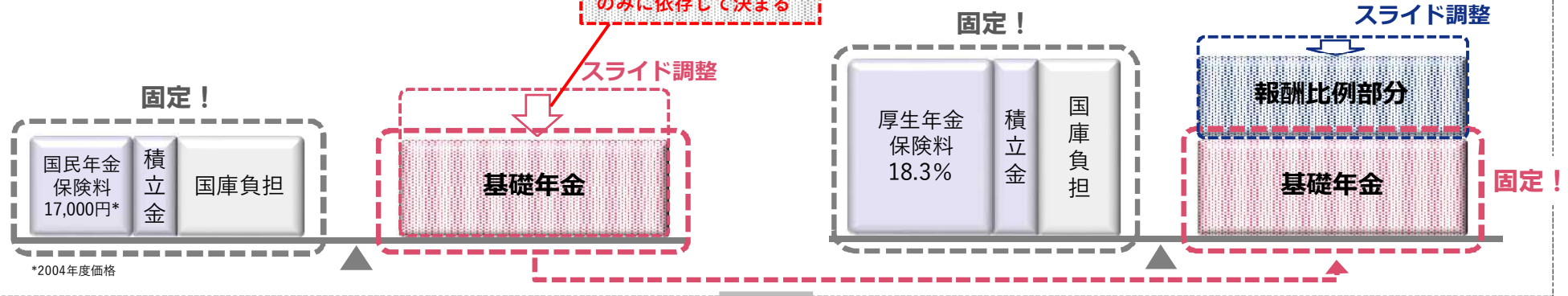
※ 1号被保険者に係る財政である

全国民共通の基礎年金
の水準が国民年金(第1
号被保険者)の財政状況
のみに依存して決まる

第2段階 厚生年金の財政均衡
(⇒ 報酬比例水準の決定)

※ 2・3号被保険者に係る財政である

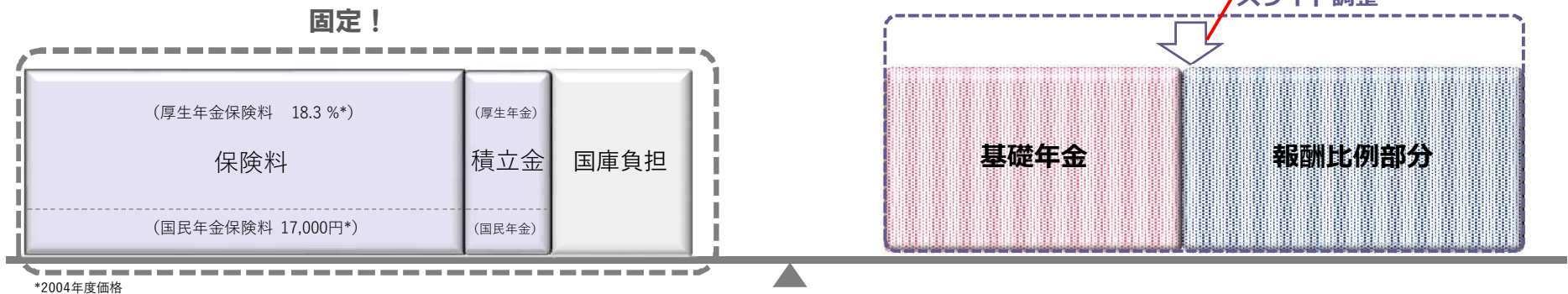
基礎年金低下
⇒
報酬比例上昇



調整期間の一致（1段階方式）

公的年金全体の財政均衡
(⇒ 基礎年金水準と報酬比例水準の同時決定)

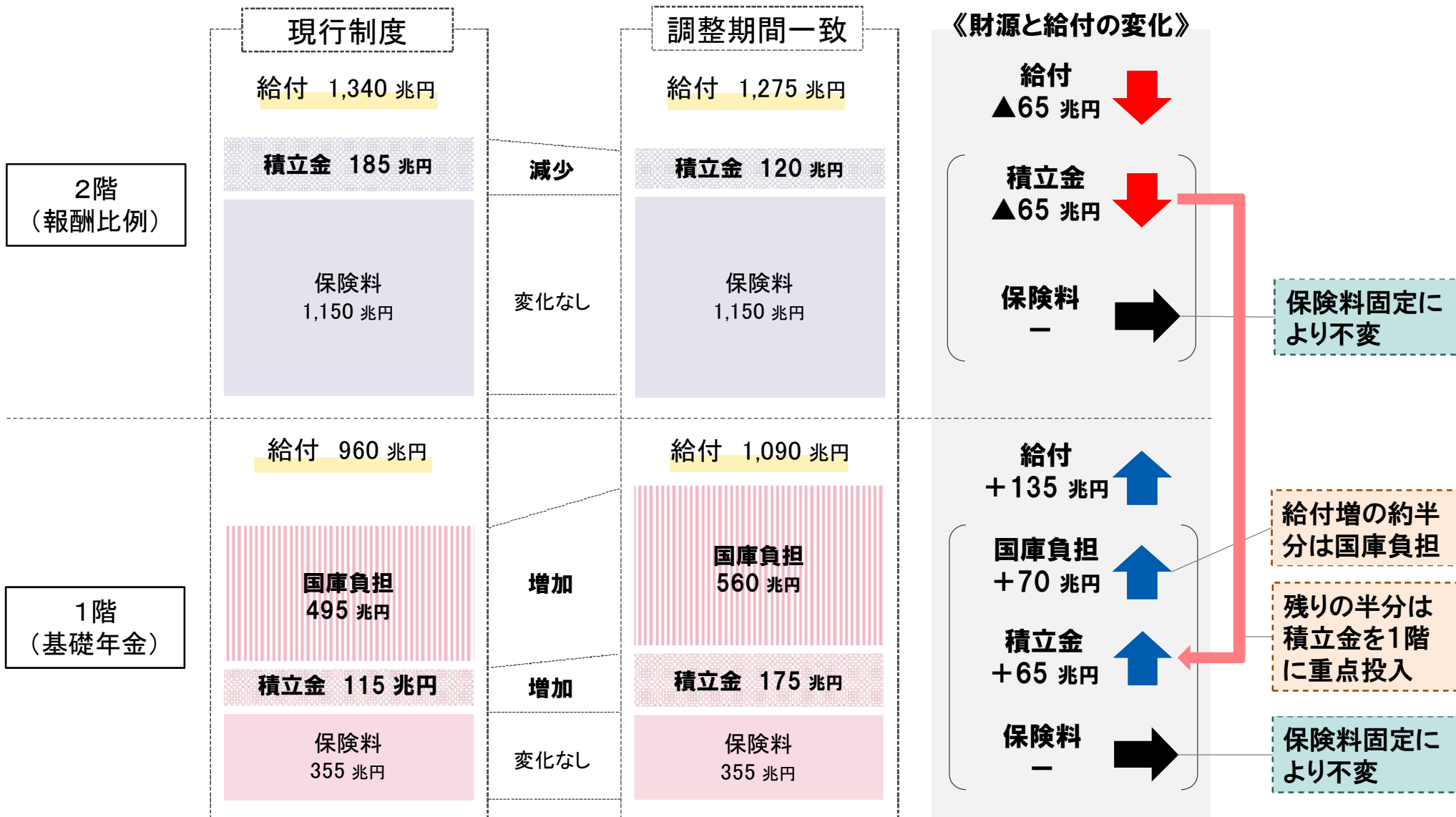
公的年金全体の財政均衡
で年金水準が決定



マクロ経済スライドの調整期間の一致による財源と給付の変化

《過去30年投影ケース》

概ね100年間にわたる財源と給付を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



注1: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。

※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。

注2: 国庫負担の増(+70兆円)には、特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫)の増が含まれるため、給付増の半分を上回る。

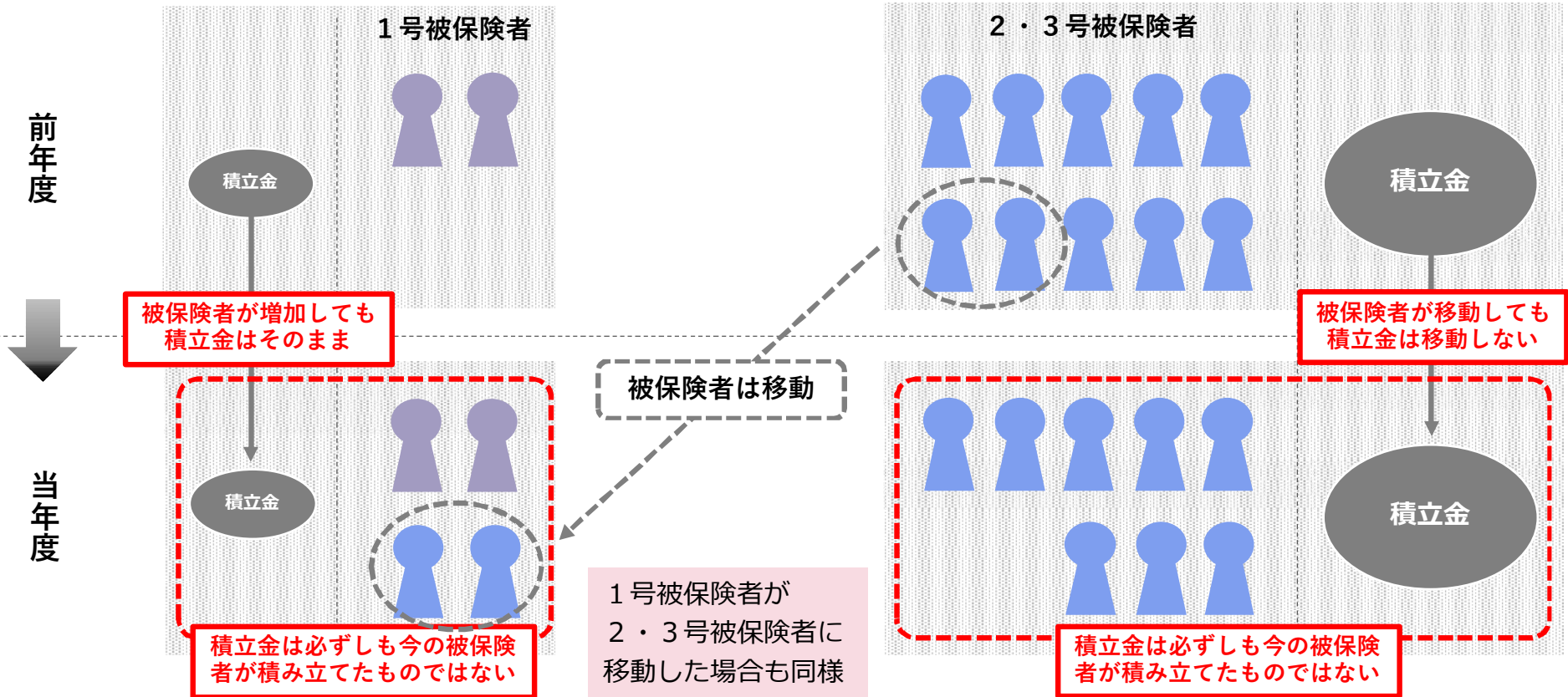
積立金の性質

- 賦課方式の年金制度における積立金は、保険料を給付に充てて余った残余が積み立てられたもの
- このため、積立方式のように個人の持ち分という考え方はなく、被保険者が制度間を移動しても積立金は移動しない
- また、年金給付が大きくなった現在、保険料の残余はなく、現在の積立金は、過去の被保険者の保険料の残余が積み立てられ、運用により増大してきたもの
- したがって、厚生年金、国民年金の積立金は必ずしも今のそれぞれの制度の被保険者が積み立てたものではない

国民年金財政

※ 1号被保険者に係る財政である

厚生年金財政



老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴

- 老齢基礎年金の算定基礎となる期間が第1号被保険者期間のみである者は、65歳の受給権者の3.0% (全受給権者の場合 8.1%)
- 残りの 97.0% (全受給権者の場合 91.9%) は、第2号被保険者期間又は第3号被保険者期間(厚生年金の財政単位)の履歴がある者

<老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴>

	65歳の受給権者数		受給権者数全体	
	人数	割合	人数	割合
1号期間のみ	3万人	3.0%	276万人	8.1%
2号期間又は3号期間のみ	31万人	28.8%	844万人	24.9%
1号期間と2号又は3号期間の両方を保有	74万人	68.2%	2,263万人	66.9%
計	108万人	100.0%	3,382万人	100.0%

(出典) 令和3年度の基礎年金受給権者データを基に作成

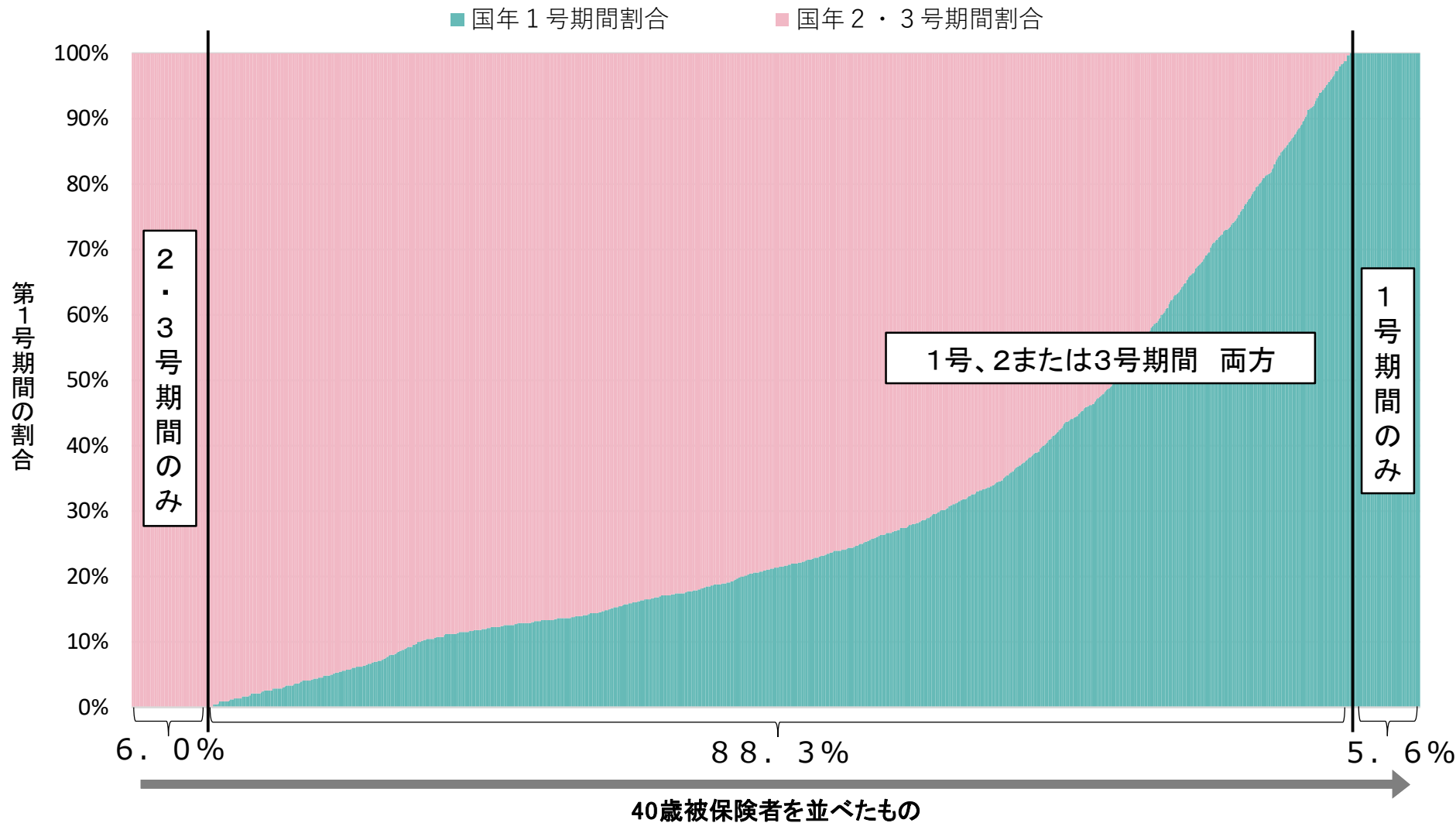
※ 未納期間及び納付猶予期間については、第1号期間に含めず集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

また、昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。

※ 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意。

国年1号期間、国年2・3号期間配分別分布(40歳被保険者)

○ 40歳(1981年度生まれ)の被保険者について、過去の第1号期間、第2号(20~59歳に限る)・第3号期間を計算し、第1号期間の割合の低い順に並べると以下のとおり。



(出典)年金局調べ(令和3年度末時点)

※端数処理の関係で、内訳の合計は必ずしも100%とならない。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

年金額分布推計

《基礎データ》

2021年度末の個人単位の被保険者記録（5分の1抽出）

《推計対象及び期間》

昭和34（1959）年度生（2024年度に65歳）～平成16（2004）年度生（2024年度に20歳）の者の65歳時点の個人の老齢年金額等

※ 老齢年金額は、繰上げ、繰下げを選択せず65歳で裁定した場合の本来額（基礎年金（振替加算を含む）、報酬比例、経過的加算及び付加年金の合計。加給年金は除外。）を算定。障害年金、遺族年金を受給していない場合の老齢年金額を算定。また、障害基礎年金の受給者及び国外在住等により日本の公的年金の加入期間が20年に満たない者は対象外。

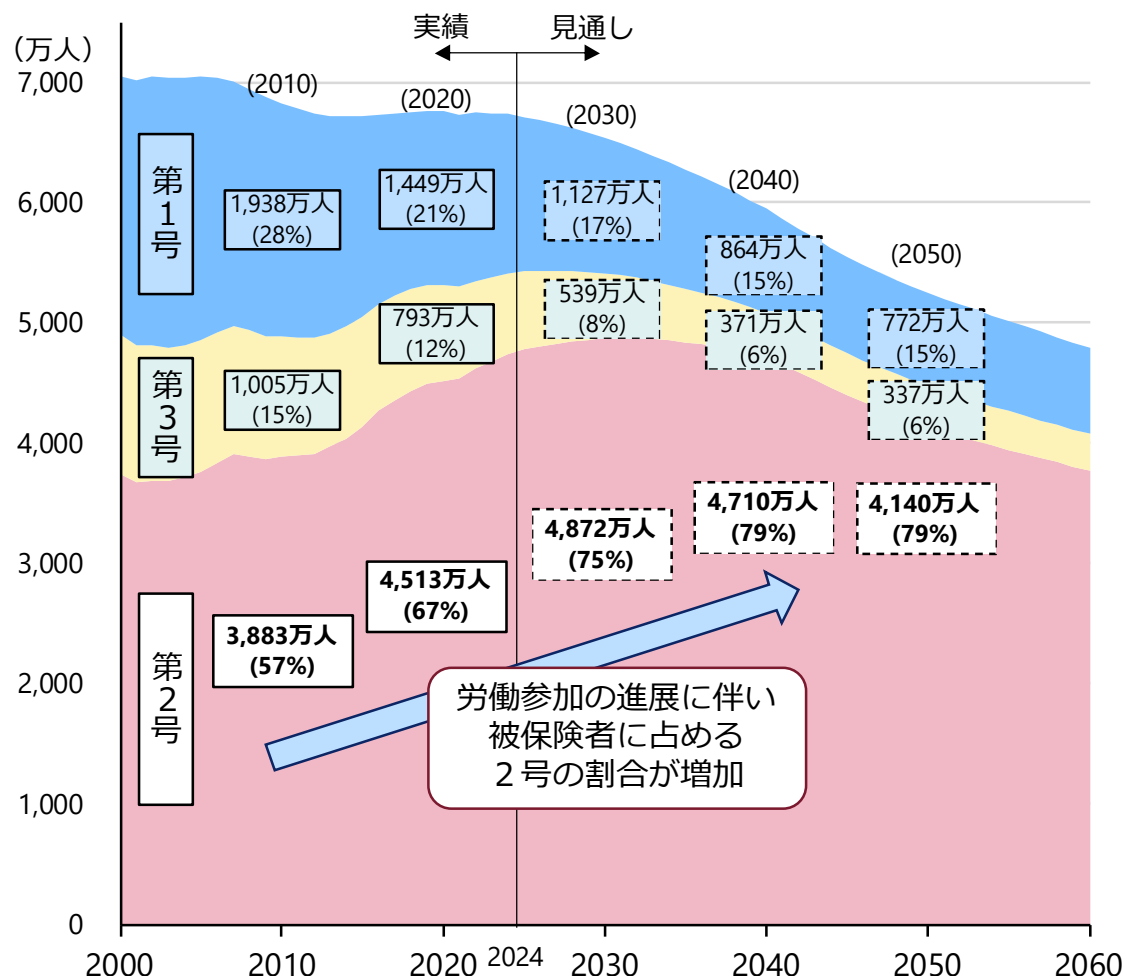
《推計方法等》

- 2021年度末時点の個人単位の被保険者記録をシミュレーションの始点とし、個人毎に加入制度、被保険者種別等の遷移、第1号被保険者の場合には保険料の免除、納付状況の遷移、厚生年金被保険者の場合には標準報酬の推移等をシミュレーションし、シミュレーションにより得られた65歳到達年度末時点の被保険者記録に基づき、老齢年金の年金額を計算。
- 令和6（2024）年財政検証と整合的になるよう、毎年度、次の項目が財政検証結果と一致するように試算。
 - ・ 加入制度、被保険者種別別の被保険者数（性・年齢別）
 - ・ 第1号被保険者の総納付月数の総計（性・年齢別）
 - ・ 厚生年金被保険者の標準報酬総額の総計（性・年齢別）

年金額分布推計のシミュレーションの方法（財政検証と連携）

- 公的年金被保険者に占める第2号被保険者数や割合は、過去増加してきており、将来も増加する見通し。このため、今後受給者となる世代の65歳到達時点の平均2号期間は、延伸することが財政検証において見込まれている。
- そのような被保険者数の将来推計を前提に、年金額分布の将来推計を実施。

1～3号被保険者数の実績と見通し（労働参加進展）



(注) 人数は年度間平均。ただし、実績は年度末値。また、「第2号」には65歳以上の厚生年金被保険者を含む。

財政検証(マクロ試算)

【実績】

労働参加の進展に伴い、2号被保険者数が増加し、被保険者に占める2号の割合が上昇。

【将来推計】

実績の傾向を踏まえ、さらに労働参加が進展。被保険者に占める2号の割合は、更なる上昇が見込まれる。

2号の割合 57% (2010) → 79% (2040)

※「日本の将来推計人口」(2023年4月)や「労働力需給の推計」(2024年3月)等に基づき推計

⇒ 今後、受給者となる世代の2号期間は延伸

年金額分布推計(ミクロ試算)

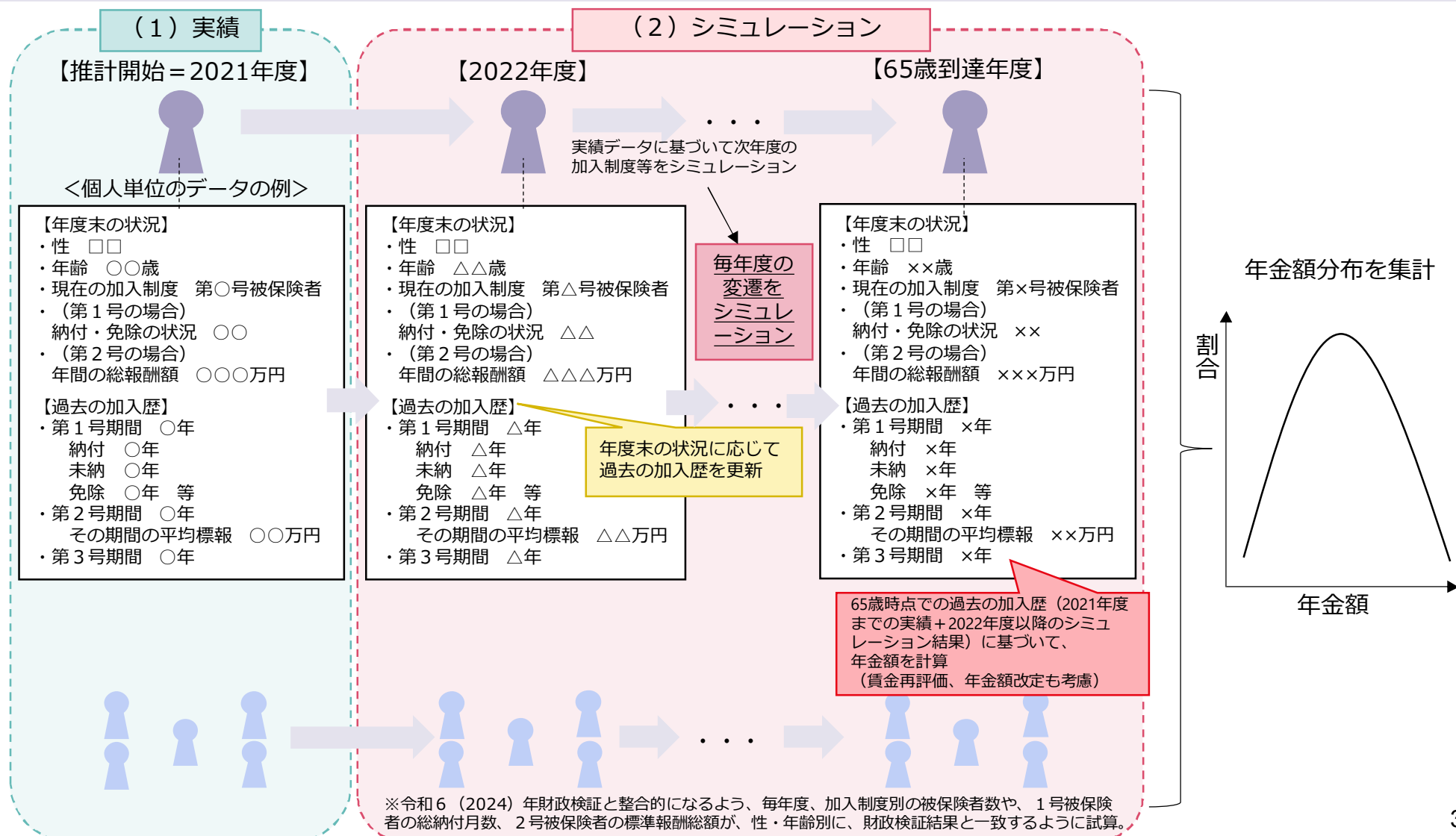
上記、財政検証の枠組みの中、個々人の年金加入履歴(誰が制度間を移動するか等)をシミュレーションし、将来の年金額の分布を推計する。

⇒ 2号期間の延伸に伴い、平均年金額の上昇、低年金の減少が見込まれる。

※ 2号被保険者の標準報酬総額や1号被保険者の納付月数計についても財政検証の枠組みの中、個々人の報酬履歴や納付履歴をシミュレーション

年金額分布推計のシミュレーションの方法（個人単位の加入履歴）

- 将来における個々の老齢年金額の分布状況を推計するため、（1）2021年度末時点における、2021年度までの個人単位での公的年金加入履歴（実績）を出発点とし、（2）65歳到達年度までの毎年度の加入制度、標準報酬（第2号被保険者の場合）等の変遷を、実績の状況に基づいてシミュレーションすることで、各個人の65歳到達年度末時点での老齢年金額を計算。



現役時代の経歴類型の変化(性、生年度別)

—現行制度—

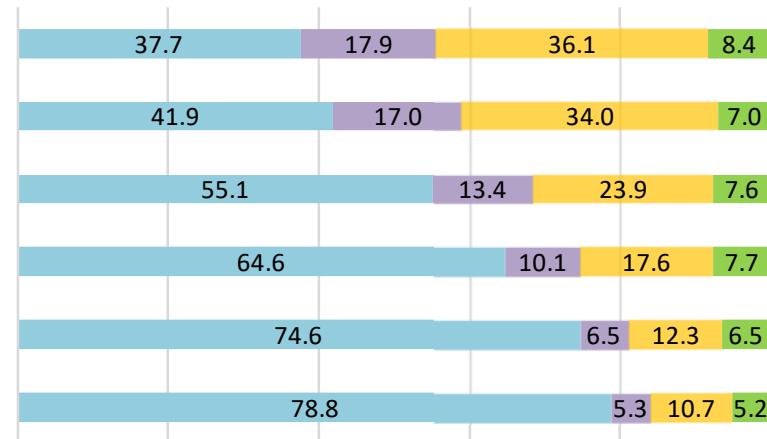
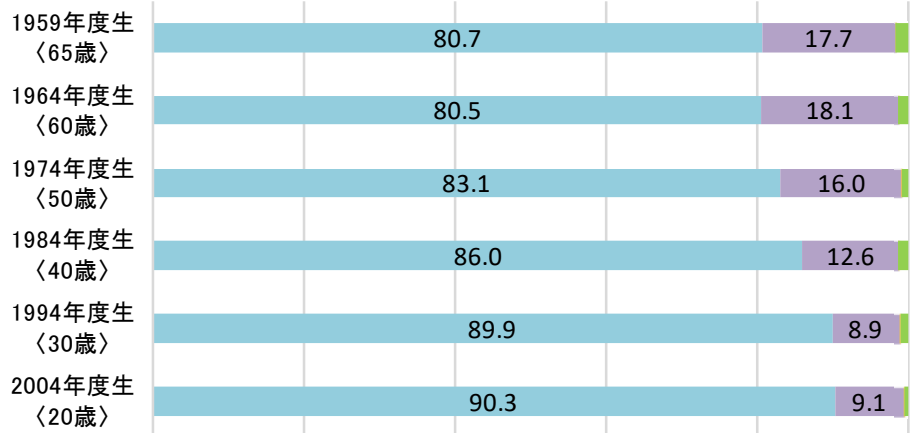
○ 労働参加の進展により、若年世代ほど、厚生年金期間中心の者が増加し、1号期間中心や3号期間中心の者が減少する見通し。

〈 〉は2024年度末の年齢

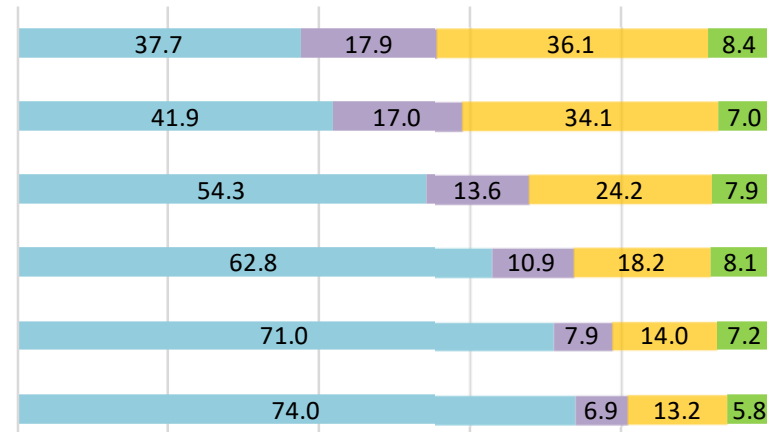
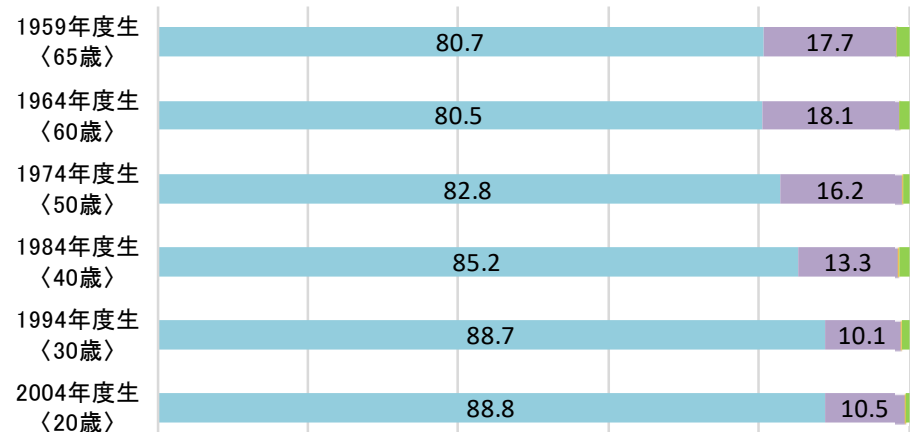
男性

女性

成長型経済移行・継続
(労働参加進展)



過去30年投影
(労働参加漸進)



■ 厚生年金期間中心

■ 1号期間中心

■ 3号期間中心

■ 中間的な経歴

厚生年金の被保険者期間分布の変化(生年度別)

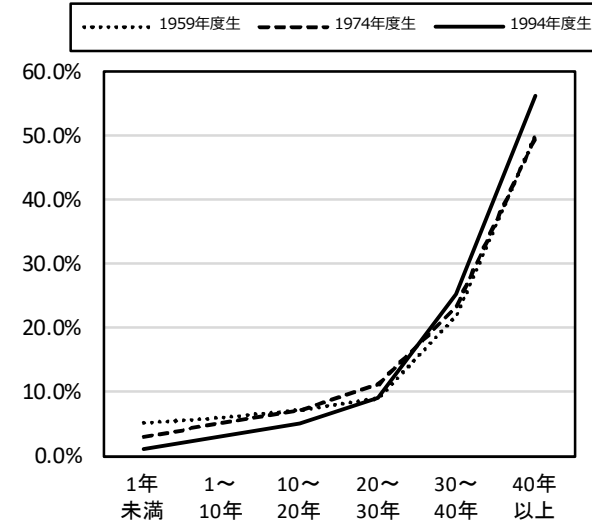
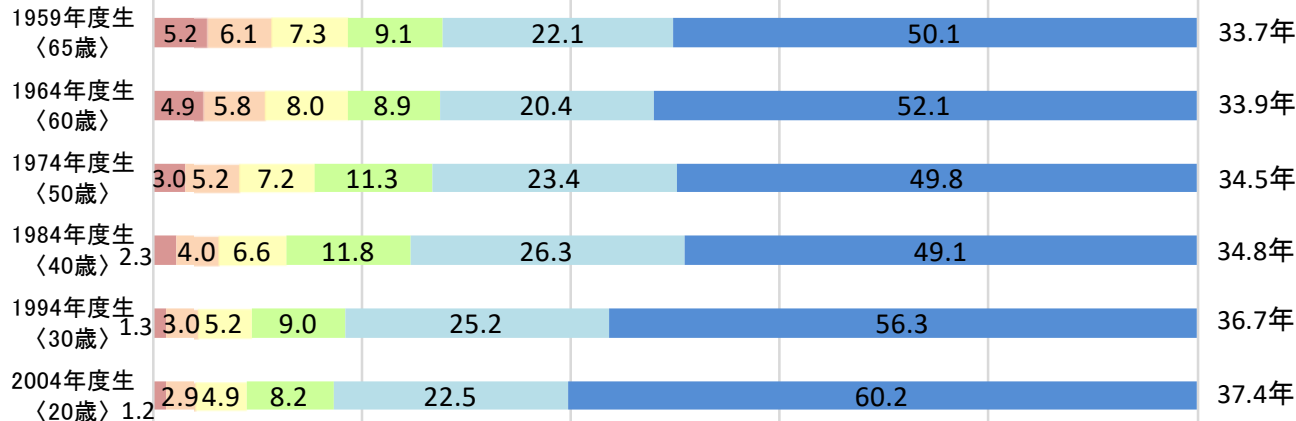
— 現行制度、男性 —

○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。

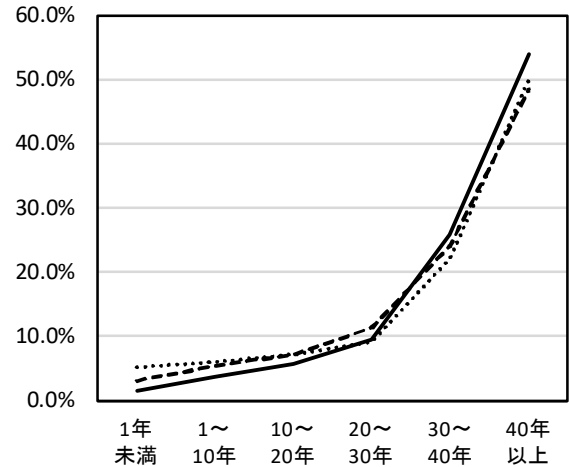
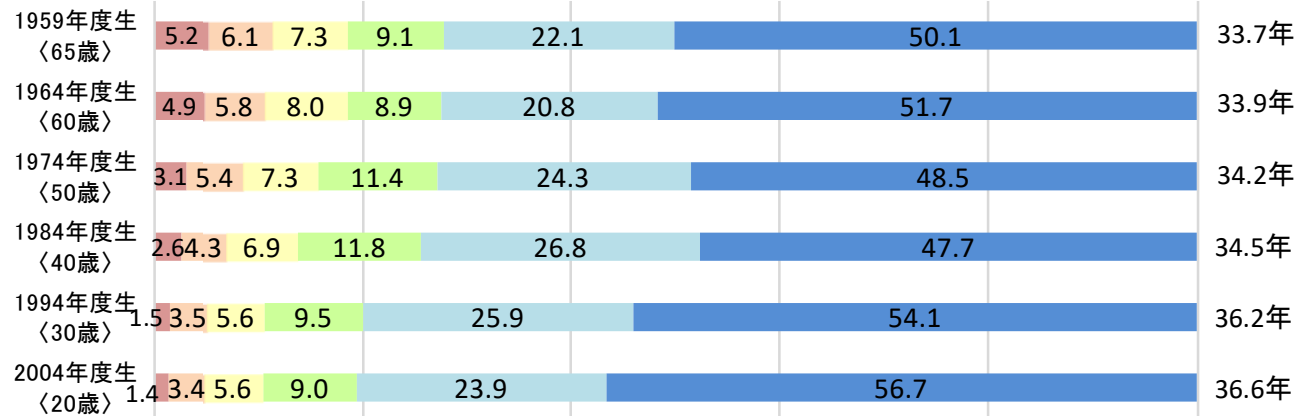
〈 〉は2024年度末の年齢

厚生年金の平均被保険者期間

成長型経済移行・継続
(労働参加進展)



過去30年投影
(労働参加漸進)



0% 20% 40% 60% 80% 100%

厚生年金期間中心

1年未満 1~10年 10~20年 20~30年 30~40年 40年以上

厚生年金の被保険者期間分布の変化(生年度別)

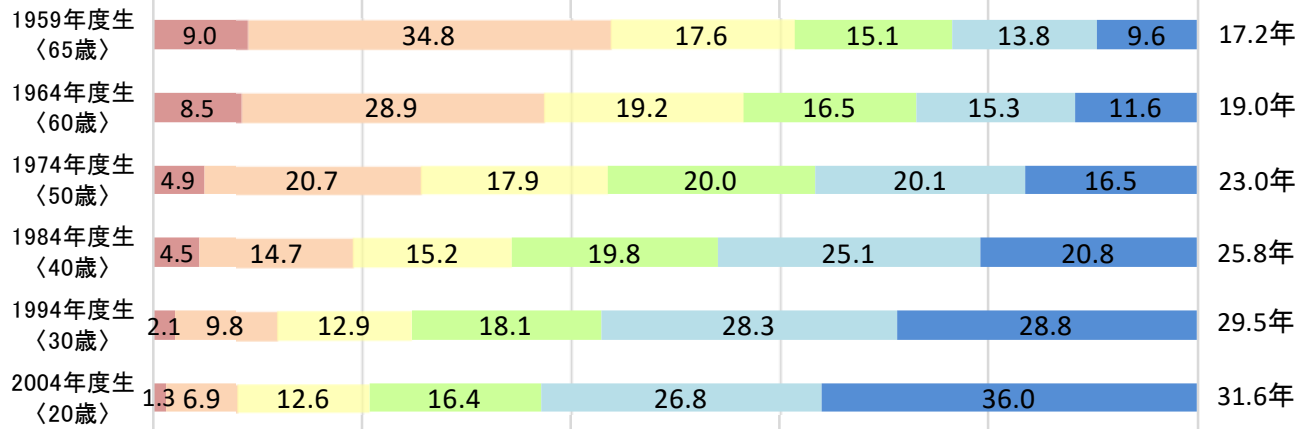
— 現行制度、女性 —

○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者が増加する見通し。

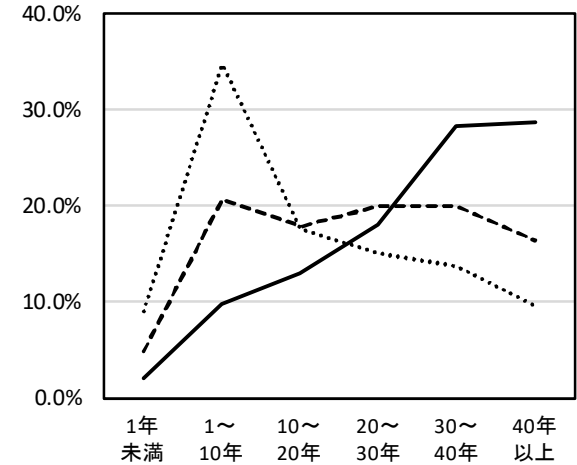
〈 〉は2024年度末の年齢

厚生年金の平均被保険者期間

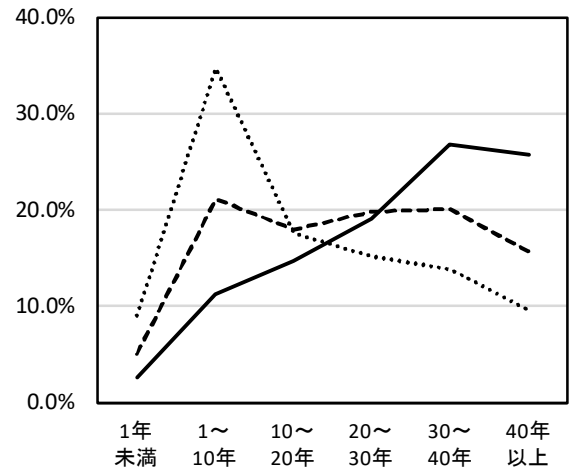
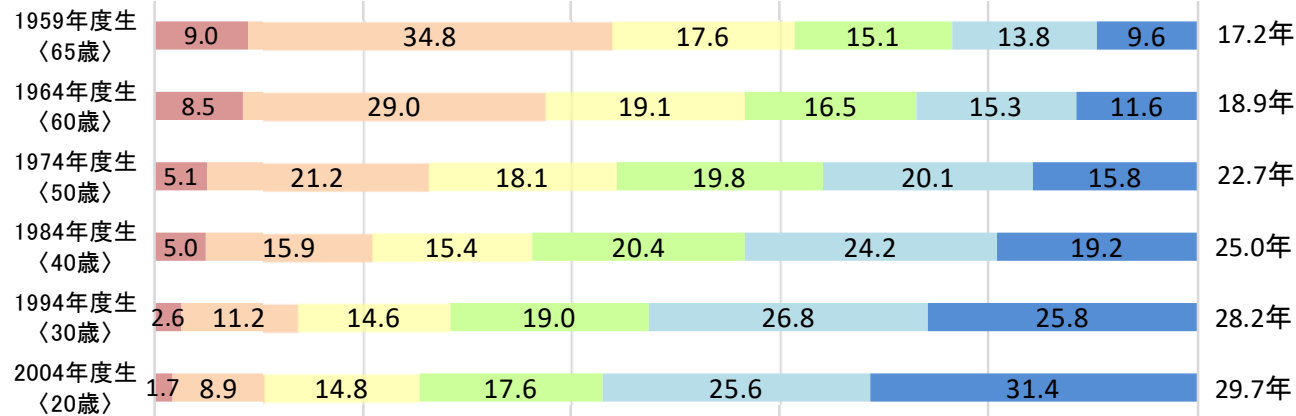
成長型経済移行・継続
(労働参加進展)



..... 1959年度生 - - - 1974年度生 — 1994年度生

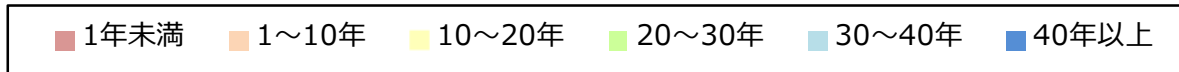


過去30年投影
(労働参加漸進)



0% 20% 40% 60% 80% 100%

厚生年金期間中心



改善の要因

社会経済状況の変化（令和元（2019）年財政検証 ⇒ 令和6（2024）年財政検証）

＜足下（2023年度）の財政状況＞

要素	社会経済の変化			年金財政への影響
被保険者数	前回検証の見通し		実績見込み	※支え手の増加 被扶養者の減少
	厚生年金被保険者	4,425万人	⇒ 4,683万人	
	第3号被保険者	762万人	⇒ 701万人	
収支差引残（運用収入除く）	厚生年金＋国民年金：	▲1.5兆円	⇒ 0.3兆円	※赤字脱却
積立金残高（年度末）	厚生年金＋国民年金：	221兆円	⇒ 291兆円	※約70兆円増

（注）積立金残高は、短期的な時価の変動を平滑化したもの。

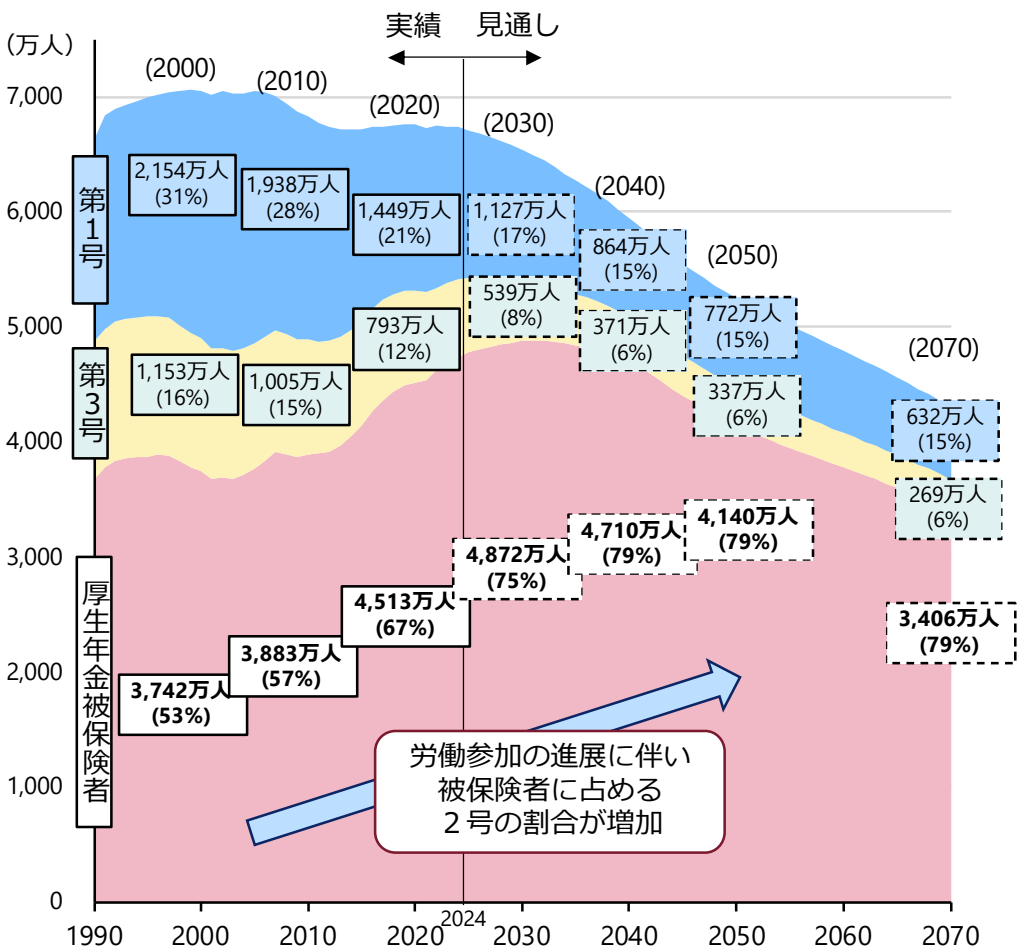
＜将来の仮定＞ …… 実績の趨勢等を踏まえ見直し

要素	社会経済の変化				年金財政への影響	
人口（中位推計） ※日本の将来推計人口 （R5.4 国立社会保障人口問題研究所）	合計特殊出生率の仮定（2070）		前回 1.44	⇒	今回 1.36	限定的
	外国人の入国超過数の仮定		7万人	⇒	16万人（/年）	
	高齢化率の見通し		38.4%（2065）	⇒	38.7%（2070）	
労働力 ※労働力需給の推計 （R6.3(独)労働政策研究・研修機構）	労働参加進展シナリオ		労働参加漸進シナリオ		プラス	↑
	前回（2040）	今回（2040）	前回（2040）	今回（2040）		
	就業者数	6,024万人 ⇒ 6,734万人	就業者数	5,644万人 ⇒ 6,375万人		
	就業率（15歳～）	60.9% ⇒ 66.4%	就業率（15歳～）	57.0% ⇒ 62.9%		
経済 ※年金財政における経済前提に関する専門委員会 （R6.4検討結果の報告）	前回 （ケースⅢ）	今回 （成長型経済移行・継続ケース）	前回 （ケースⅢ）	今回 （過去30年投影ケース）	成長型経済移行・継続	過去30年投影
	実質賃金上昇率 【長期の前提】	1.1% ⇒ 1.5%	1.1% ⇒ 0.5%		プラス ↑	マイナス ↓
	実質的な運用利回り（対賃金） 【長期の前提】	1.7% ⇒ 1.7%	1.7% ⇒ 1.7%		—	—

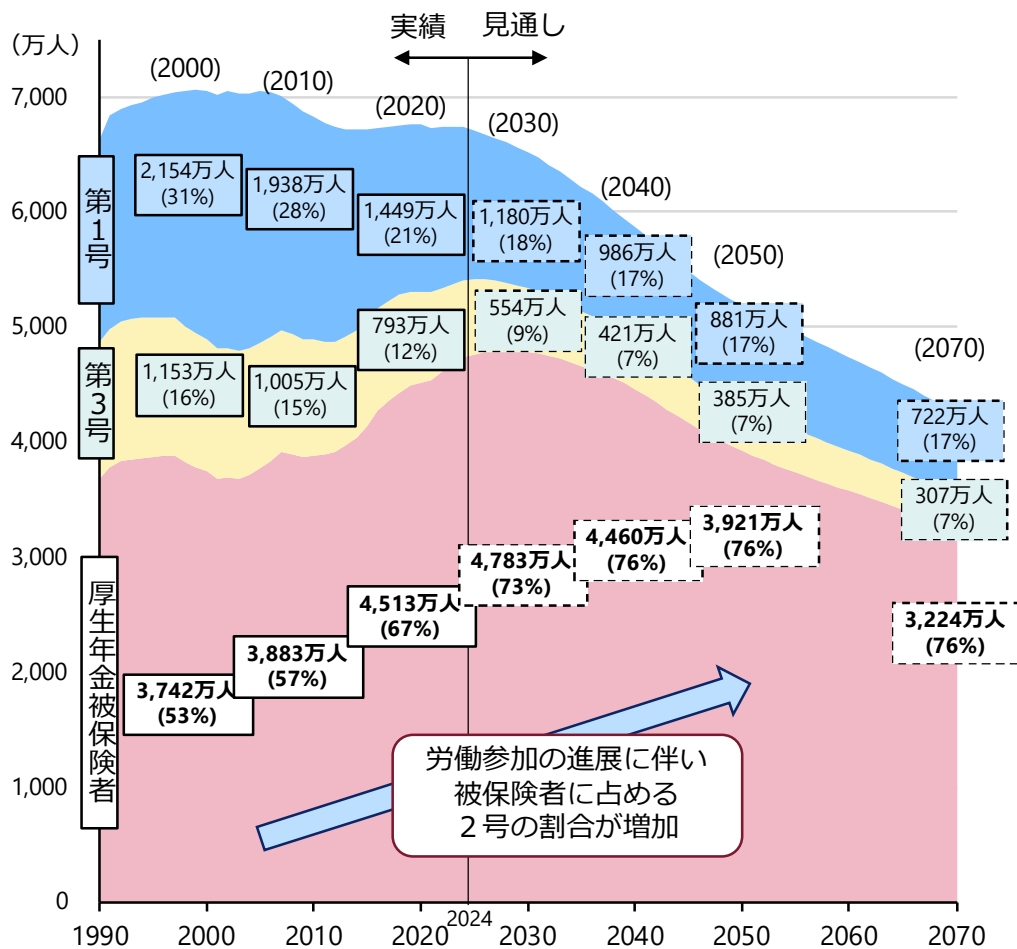
被保険者数の実績と見通し（令和6（2024）年財政検証）

- 公的年金被保険者に占める厚生年金被保険者の割合は、過去上昇してきており、将来も上昇する見通し。
- このため、今後受給者となる世代の65歳到達時点の厚生年金期間の平均は延伸が見込まれ、平均年金額の上昇要因となる。

成長型経済移行・継続ケース（労働参加進展）



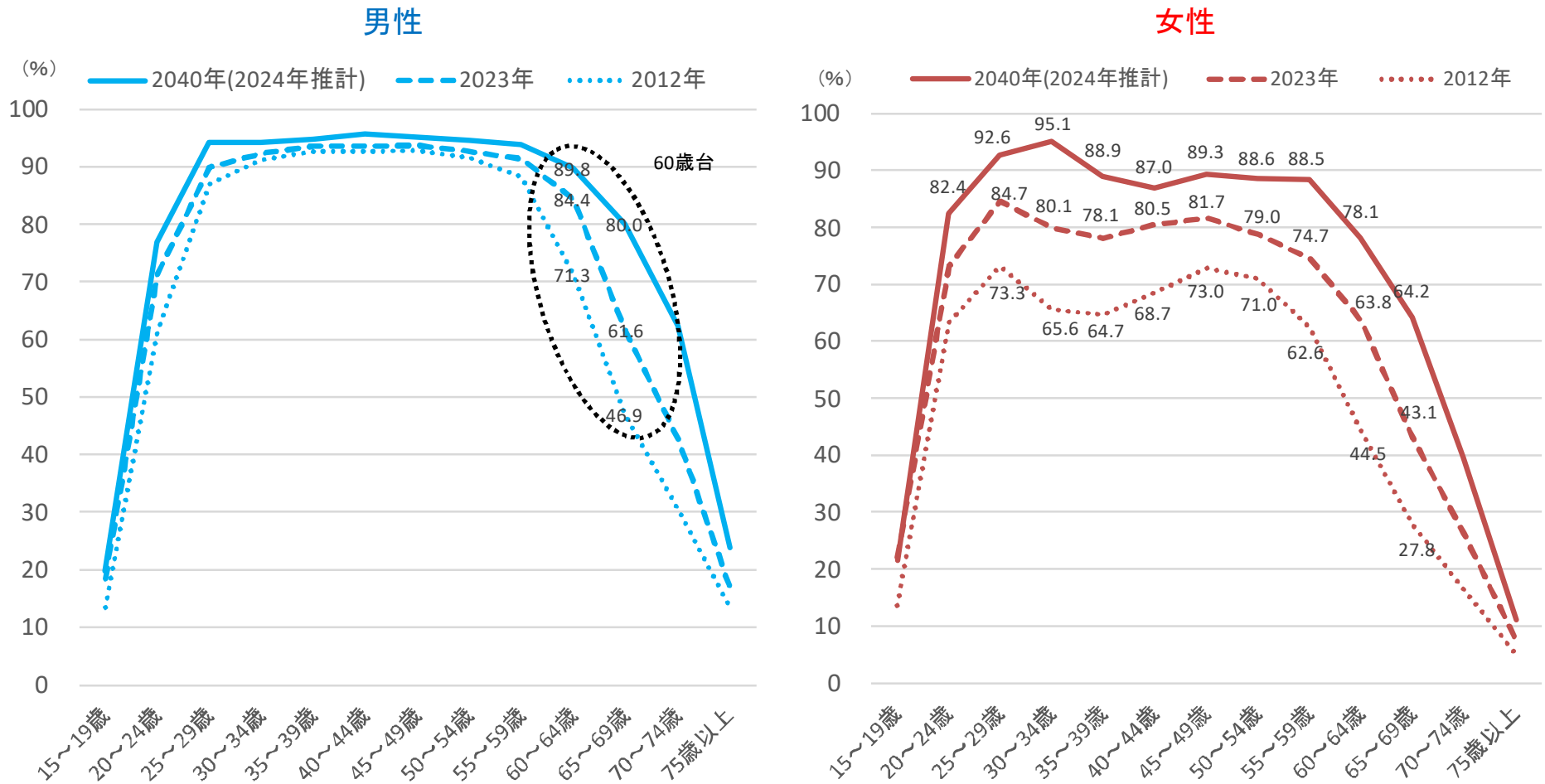
過去30年投影ケース（労働参加漸進）



（注）人数は年度間平均。ただし、実績は年度末値。

性別・年齢階級別にみた就業率の変化と今後の見通し

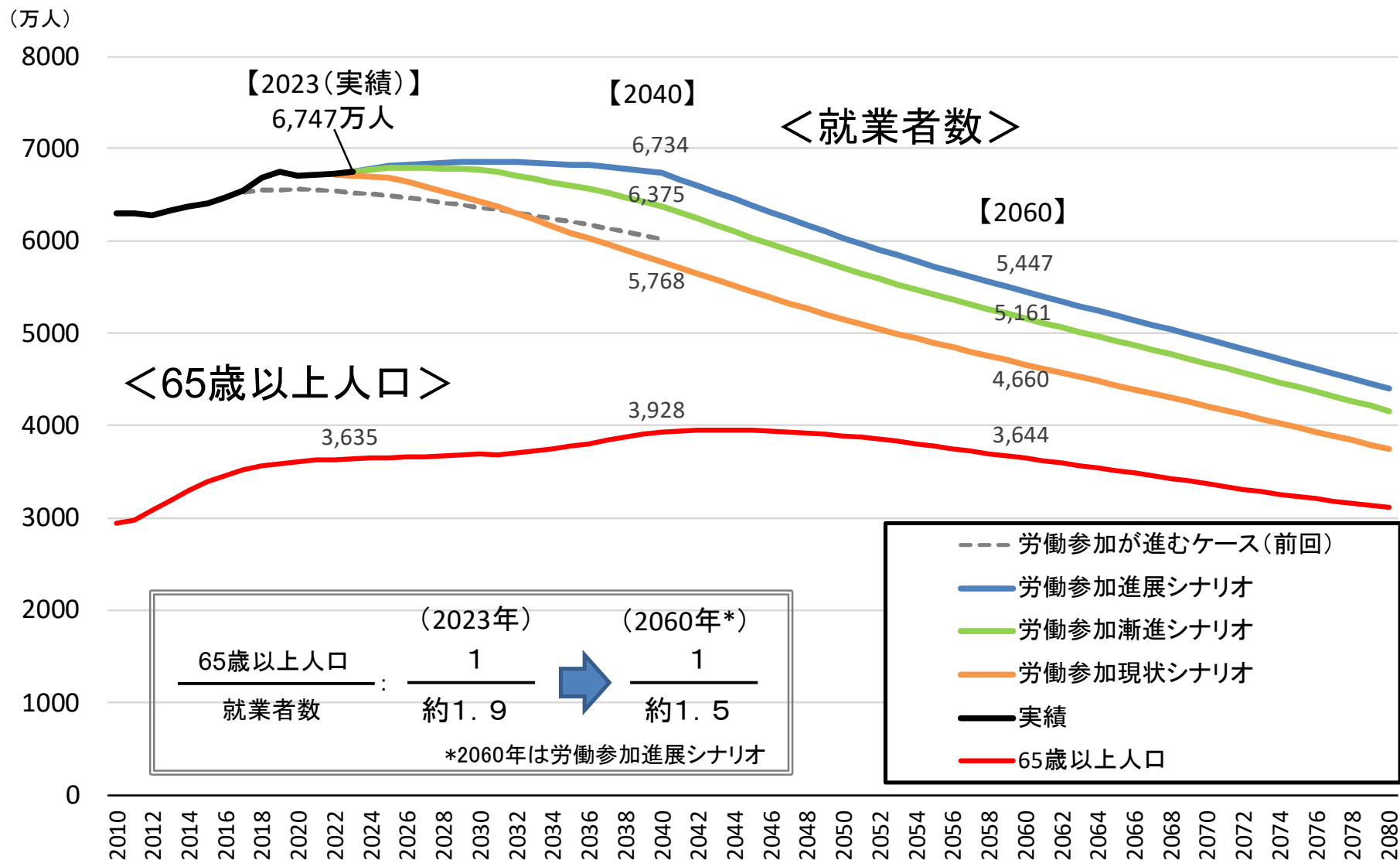
近年、女性や高齢者の労働参加が大きく進展しており、将来推計においても一層の労働参加が見込まれている。 ⇒ **少子高齢化の影響を緩和**



	2023年現在	→	2040年(2024年推計)	[前回推計]
就業者総数	6,747万人	→	6,734万人	[6,024万人]
15歳以上人口に占める就業者の割合	61.2%	→	66.4%	[60.9%]

(注) 2012年、2023年の値は実績値。 2040年の値は(独)労働政策研究・研修機構による「2024年3月 労働力需給の推計(労働参加進展シナリオ)」の推計値。

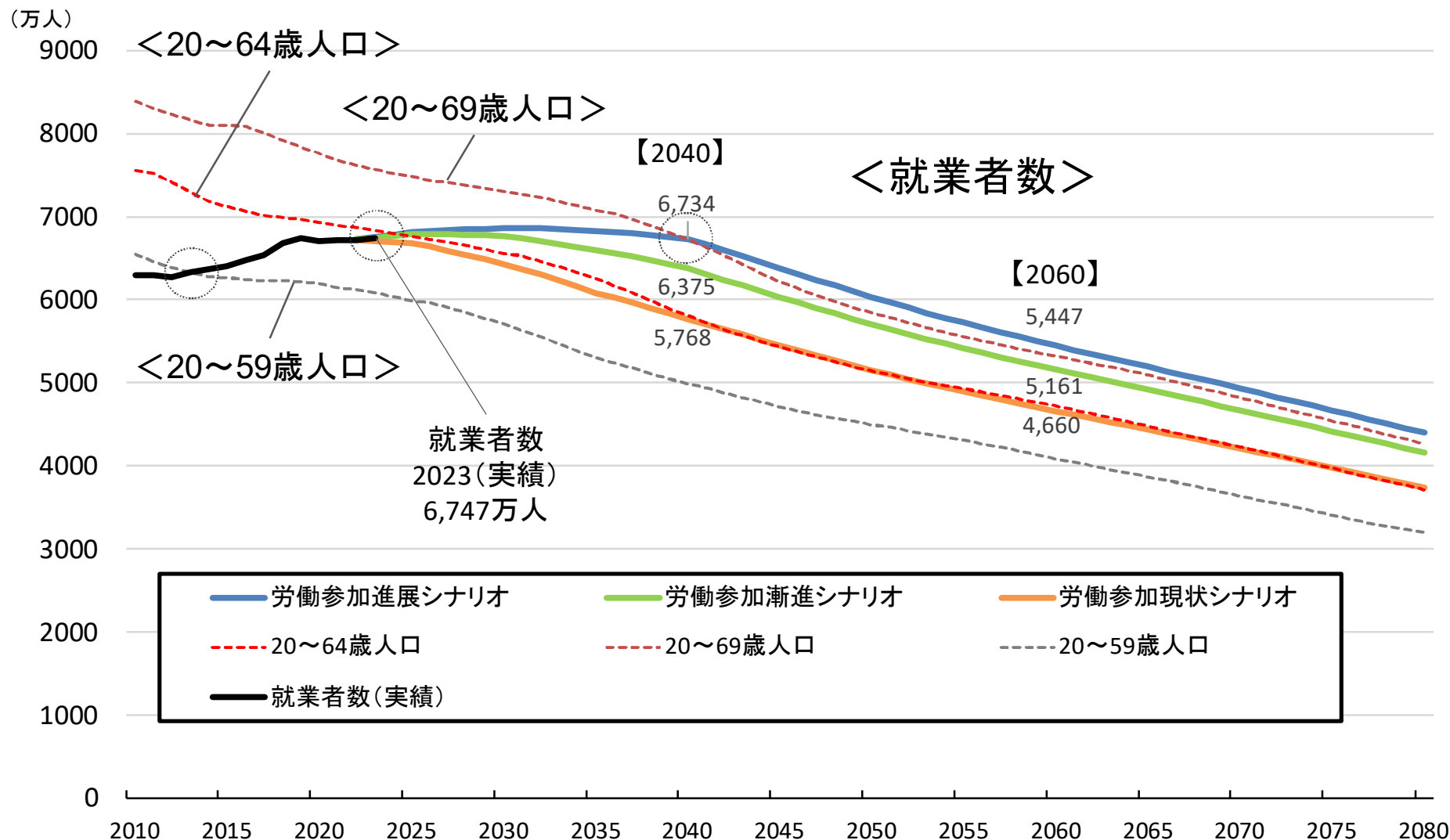
就業者数と65歳以上人口の推移



(出所)「労働力調査」(総務省)、「労働力需給の推計」(JILPT)、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)
 注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。
 注2: 2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

就業者数と、20～59歳人口、20～64歳人口、20～69歳人口の推移

- ・ 就業者数は、現在、20～64歳人口とほぼ同数であるが、10年前は20～59歳人口と同数であった。
- ・ 労働参加進展シナリオは、2040年に就業者数が20～69歳人口と同数となるシナリオ。



(出所)「労働力調査」(総務省)、「労働力需給の推計」(JILPT)、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数164万人)。

注2: 2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

厚生年金(共済含む)・国民年金の財政収支の状況

2023年度末積立金(平滑化後)の実績見込みは290.5兆円、2019年財政検証の見通しを約70兆円上回る。

〔厚生年金(共済含む) + 国民年金〕

(単位:兆円)

	実績							2019年財政検証の見通し(ケースⅢ)							年度末積立金の見通しと実績との差		
	収入			支出	収支差引残			年度末積立金	収入			支出	収支差引残			年度末積立金	
	うち 保険料	うち 運用収入			うち 保険料	うち 運用収入			うち 保険料	うち 運用収入			うち 保険料	うち 運用収入			
〔厚生年金+国民年金〕																	
2018年度	54.5	38.4	2.9	53.4	1.0	△1.9	211.7										
2019年度	42.2	39.2	△10.2	53.7	△11.5	△1.3	200.2	55.0	38.5	3.6	53.2	1.8	△1.8	213.3	△13.2		
2020年度	97.7	38.6	46.0	53.5	44.2	△1.8	245.6 (227.8)	55.7	39.0	3.6	53.9	1.8	△1.8	215.1	+30.5 (+12.7)		
2021年度	65.5	40.0	12.4	53.7	11.8	△0.6	257.3 (244.6)	56.3	39.5	3.6	54.8	1.5	△2.1	216.6	+40.7 (+28.0)		
2022年度	57.3	40.7	3.6	53.8	3.6	0.0	260.9 (257.9)	57.1	40.1	3.7	55.5	1.6	△2.1	218.2	+42.7 (+39.7)		
2023年度	109.8	41.6	54.8	54.6	55.2	0.3	316.1 (290.5)	58.2	41.0	3.8	55.9	2.3	△1.5	220.5	+95.5 (+70.0)		

注1:実績の数値は、厚生年金基金の代行部分等を補正して財政検証ベースの収支にしたものであり、2019年度以前は決算ベース、2020年度以降は確定値ベースである。また、2023年度は実績見込みである。

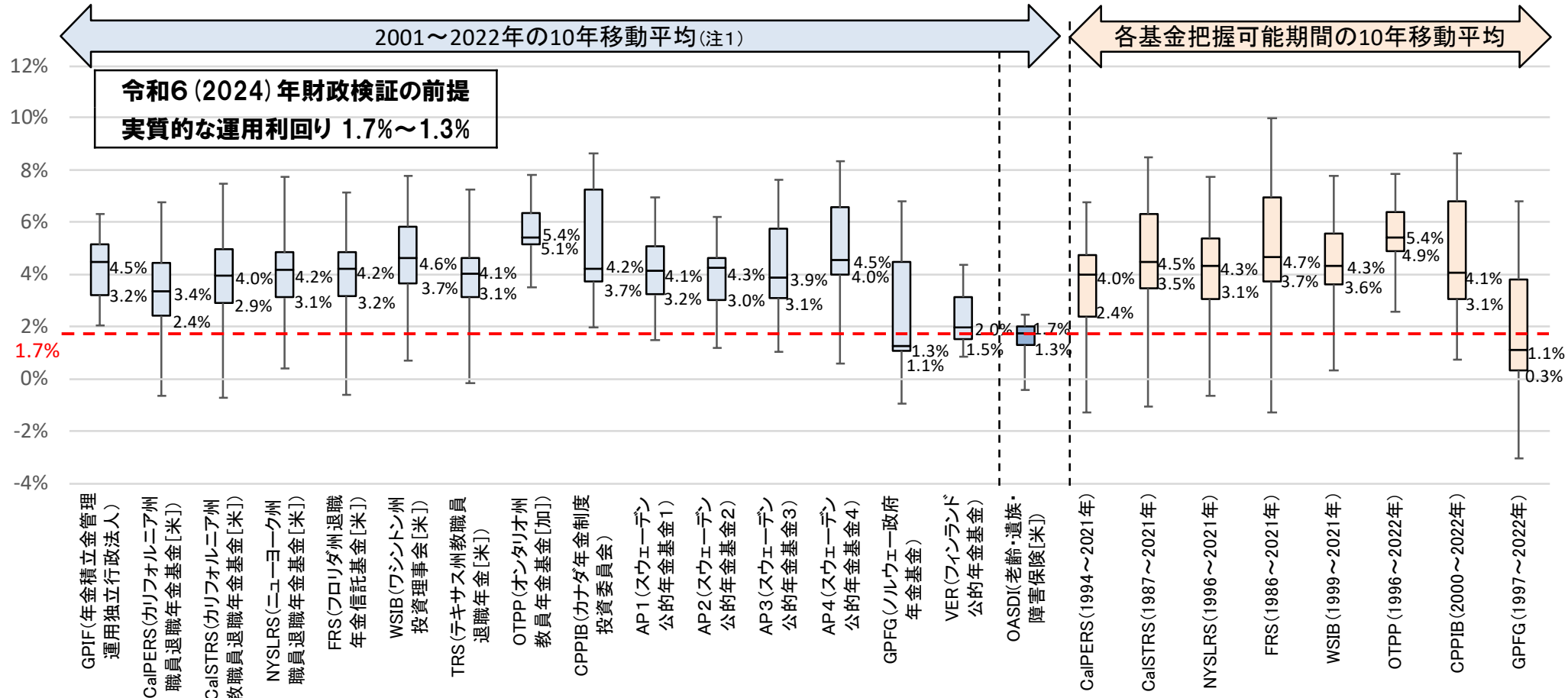
注2:年度末積立金の括弧()内の数値は、収益差平滑化方式により直近5年間の時価ベースの収益を平滑化した後の積立金額である。

注3:収支状況は、基礎年金交付金及び厚生年金交付金を収支両方から除いたものを計上している。

注4:「年度末積立金の財政検証と実績の差」は、実績(財政検証ベース)から見通しを控除した数値である。

実質的な運用利回り(対賃金) 10年移動平均 (2001~2022年)

○ 国内外の市場運用を行っている年金基金等の実質的な運用利回り(10年移動平均)をみると、令和6(2024)年財政検証における長期の前提(1.7~1.3%)を概ね上回っている。



注1 各基金の名目運用利回りは当該基金の公表資料による。また、GPIFは資産全体の運用利回りである。なお、AP1は2002年~2022年の移動平均値である。また、CalPERS、CalSTRS、NYSLRS、FRS、WSIB、TRSは2001年~2021年の移動平均値である。

注2 運用利回りは、GPIF、NYSLRS、AP1~4、GPFGはコスト控除前、左記以外はコスト控除後のものである。なお、GPIFにおける2012年度以降の手数料の最大値は0.04%(2020年度)となっている。また、各国で無リスク金利の水準が異なっていることに留意が必要。

注3 GPIFの基本ポートフォリオは、2014年10月に大きな変更があったことに留意が必要。

注4 実質化する際に用いる賃金上昇率は、日本以外については、OECDの「国民経済計算」に基づく賃金・俸給を雇用者数及び雇用者1人当たり平均労働時間で除することにより作成し、さらに、各基金の会計年度に合うように補正をしている。また、日本については、性・年齢構成の変動による影響を控除した標準報酬上昇率(共済組合分を含む)であり、年金改定率の基となっているものである。

注5 箱の横線は上からそれぞれ上位25、50、75%タイル値であり、ひげの上下端は最大値及び最小値である。

財政方式論

海外の年金議論の動向 IMF講演資料(1)

平成25年5月17日
第12回社会保障制度
改革国民会議資料

- IMF主催「世界危機後のアジアにおける財政的に持続可能かつ公平な年金制度の設計(2013年1月9～10日、東京)」におけるニコラス・バー氏の講演資料「適切な年金制度を確保するための公共部門と民間部門の役割 — 理論的考察」から抜粋。

※ ニコラス・バー氏: LSE(ロンドンスクールオブエコノミクス)教授であり、1990年～1992年まで世界銀行のコンサルタント。

2.2 Output is central

- Two and only two ways of organising pensions
 - Store current production
 - Build a claim to future production
- Pensioners are not interested in money, but in consumption (food, clothing, medical services). Thus the key variable is future output.
- PAYG and funding are merely different financial mechanisms for organising claims on future output
- Thus the difference between the two approaches should not be exaggerated

Nicholas Barr, January 2013

13

2.2 生産物が中心

- ・年金を設計するただ2つだけの方法
 - ・現在の生産物を蓄える
 - ・将来の生産物に対する請求権を設定する
- ・年金受給者は金銭に関心があるのではなく、消費に関心がある(食料、衣類、医療サービス)。このように鍵になる変数は、将来の生産物である。
- ・賦課方式と積立方式は、単に、将来の生産物に対する請求権を組織的に設定するための財政上の仕組みが異なるに過ぎない。
- ・このように、2つのアプローチの違いを誇張すべきではない。

Solutions to problems of pension finance

- If there are problems in paying for pensions there are four **and only four** solutions
 - Lower average monthly pensions
 - Later retirement at the same monthly pension (another way of reducing pensions)
 - Higher contributions
 - Policies to increase national output
- Any proposal to improve pension finance that does not involve one or more of these approaches is illusory

Nicholas Barr, January 2013

14

年金財政問題の解決策

- ・もし年金の支払いに問題がある場合、4つそしてただ4つだけの解決策がある。
 - ・平均年金月額の下げ
 - ・支給開始年齢の上げ(年金下げの別の手法)
 - ・保険料の上げ
 - ・国民総生産の増大政策
- ・これらのアプローチが含まれていない年金財政改善方策は、いずれも幻想である。

Policy implications

- Funding is not an automatic solution to demographic change
- Funding does not necessarily increase growth rates. Funding can increase output if
 - It increases saving in a country with a shortage of savings, or
 - Improves the operation of capital markets, thus improving the allocation of saving to productive investment
 - The evidence suggests that funding can have a beneficial effect, but that effect should not be taken for granted nor its magnitude over-stated
 - Funding is only one of the sources of growth

Nicholas Barr, January 2013

15

政策的インプリケーション

- 積立方式は、人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではない。
- 積立方式は、必ずしも成長率を増加させない。積立方式が生産を増加させることが出来るのは、次のような場合である。
 - ある国の貯蓄が不足している状況で貯蓄を増加させるか、または、
 - 資本市場の機能が改善され、より生産性の高い投資につながるように貯蓄の配分が改善される場合
 - 実証分析によると、積立方式には確かに収益をもたらす効果があるが、その効果は常に実現すると認識すべきではないし、その規模を過大評価すべきでもない
 - 積立方式は、成長の源の一つに過ぎない

5 Conclusion

- No single best system for all countries
- Four and only four policies to fix problems of pension finance
- Mistakes to avoid: a country
 - Should not reform piecemeal and in haste, but strategically and with a long time horizon
 - Should not set up a system beyond its capacity to implement
 - Should not introduce a mandatory, earnings-related pension system until it has a robust capacity to keep records accurately over forty+ years
 - Should not introduce mandatory individual funded accounts until it can regulate investment, accumulation and annuitisation
 - Should not underestimate administrative costs over a long working life
 - Should not underestimate transition costs, hence should not move towards funding if that risks breaching fiscal constraints
- What really matters
 - Good government
 - Output growth

Nicholas Barr, January 2013

40

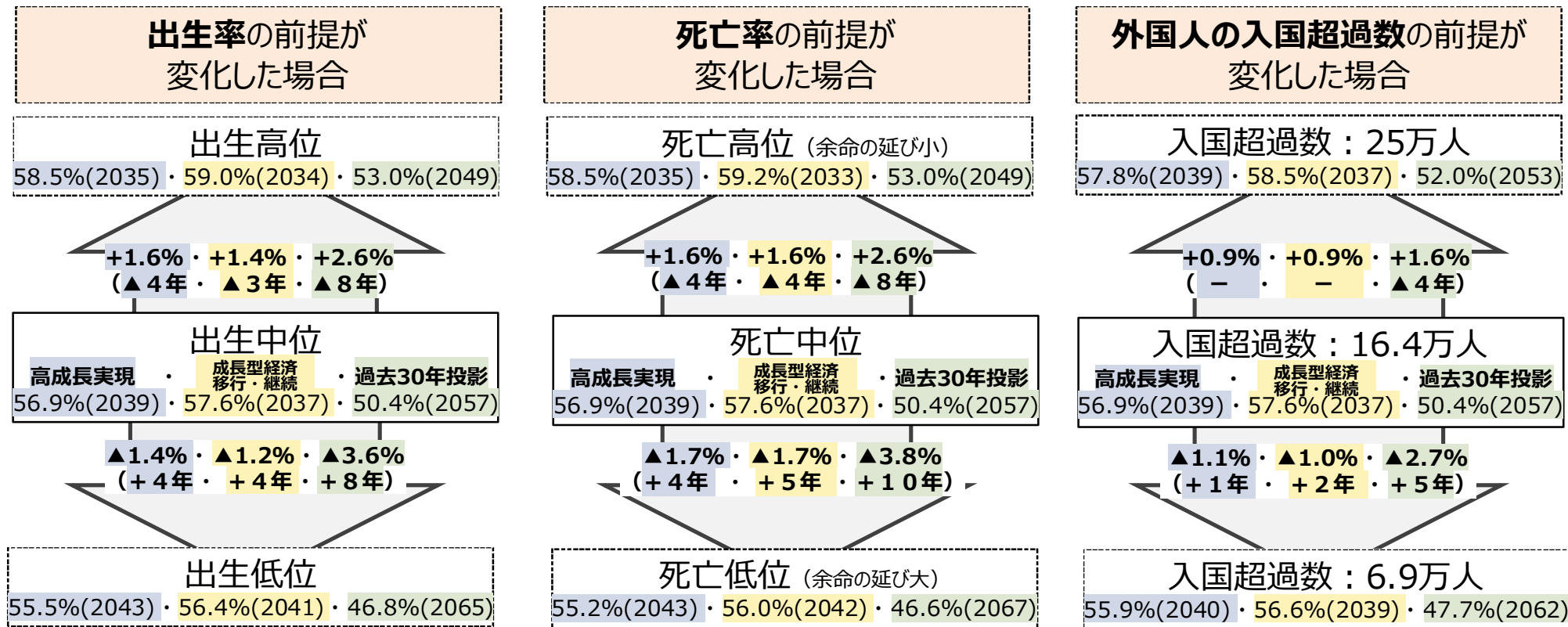
5 結論

- 全ての国に対して共通の、単一で最善の制度は無い
- 年金財政問題を処理する政策は、4つで、かつ4つのみ
- 避けるべき誤り: 国は、
 - 部分的にかつ性急に改革すべきではなく、戦略的に長期的視野で改革すべき
 - 実施能力を超えた制度を作るべきではない
 - 40年を超える記録管理を正確に出来る強健な能力を持つまでは、強制の所得比例年金制度を導入すべきではない
 - 投資、蓄積、年金化を適切に規制できるようになるまでは、強制の個人積立勘定を導入すべきではない
 - 長い労働生活にわたる運営コストを過小評価すべきではない
 - 移行のコストを過小評価すべきではなく、それ故、そのリスクが財政制約を超えそうなのであれば、積立方式への移行を図るべきではない
- 本当に重要なことは良い政府と経済成長

前提が甘い？

人口の前提が変化した場合の影響（令和6（2024）年財政検証）

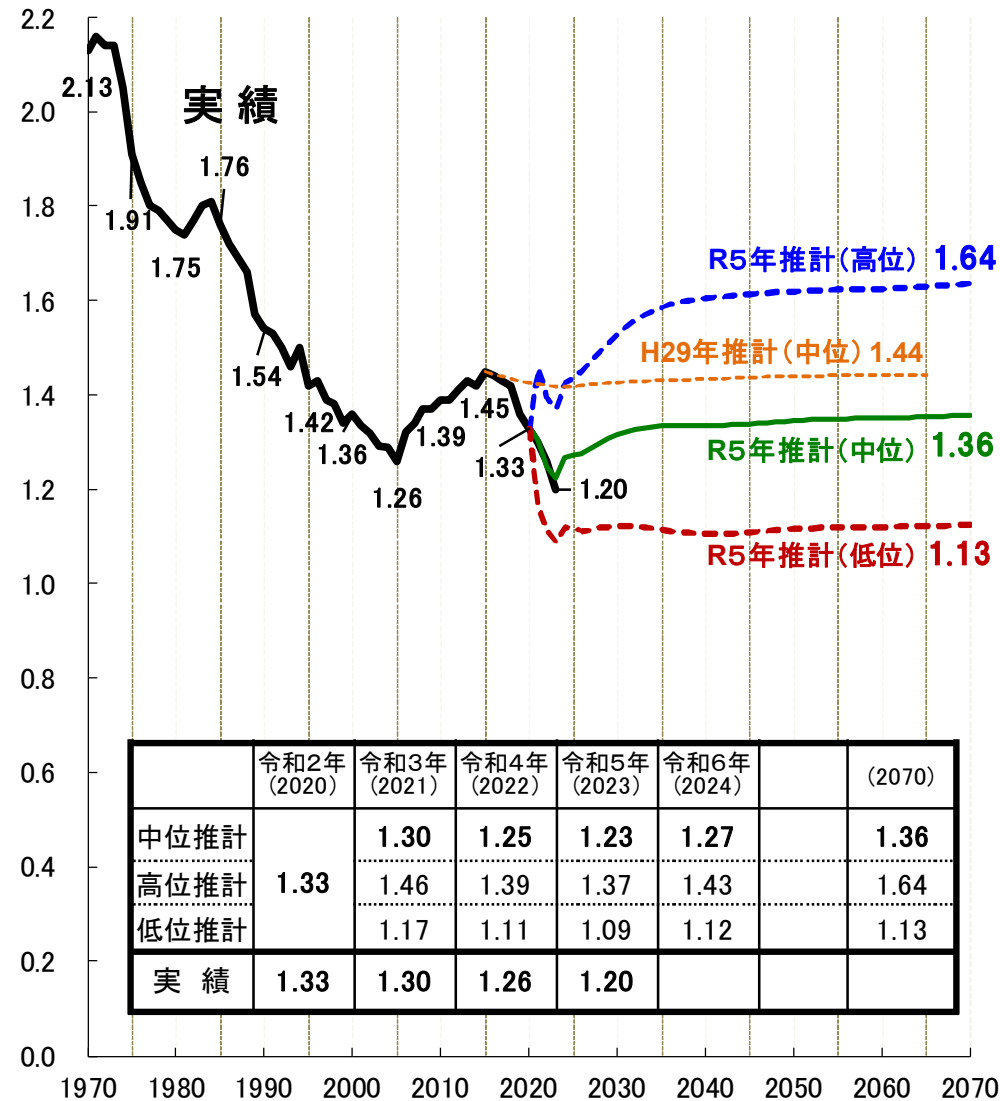
※ 給付水準調整終了後の所得代替率の変化を示したもの。（ ）内は給付水準の調整終了年度



	合計特殊出生率		平均寿命			外国人の入国超過数	
将来の仮定	2020年 1.33	2070年 高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	2020年 男性：81.58 女性：87.72	2070年 高位 (余命の伸び小) 84.56 中位 90.59 低位 (余命の伸び大) 85.89 91.94	87.22 93.27	~2040年 (一定) 25万人 16.4万人 6.9万人	※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定
直近の実績	2022年 1.26 (1.25) 2023年 1.20 (1.23) ※ () 内は中位の仮定値		2022年 男性：81.05 (81.27) 女性：87.09 (87.34) ※ () 内は中位の仮定値			2022年 19.1万人 (16.4万人) 2023年 24.0万人 (16.4万人) ※ () 内は仮定値	

将来推計人口(令和5年推計)の仮定と実績の推移

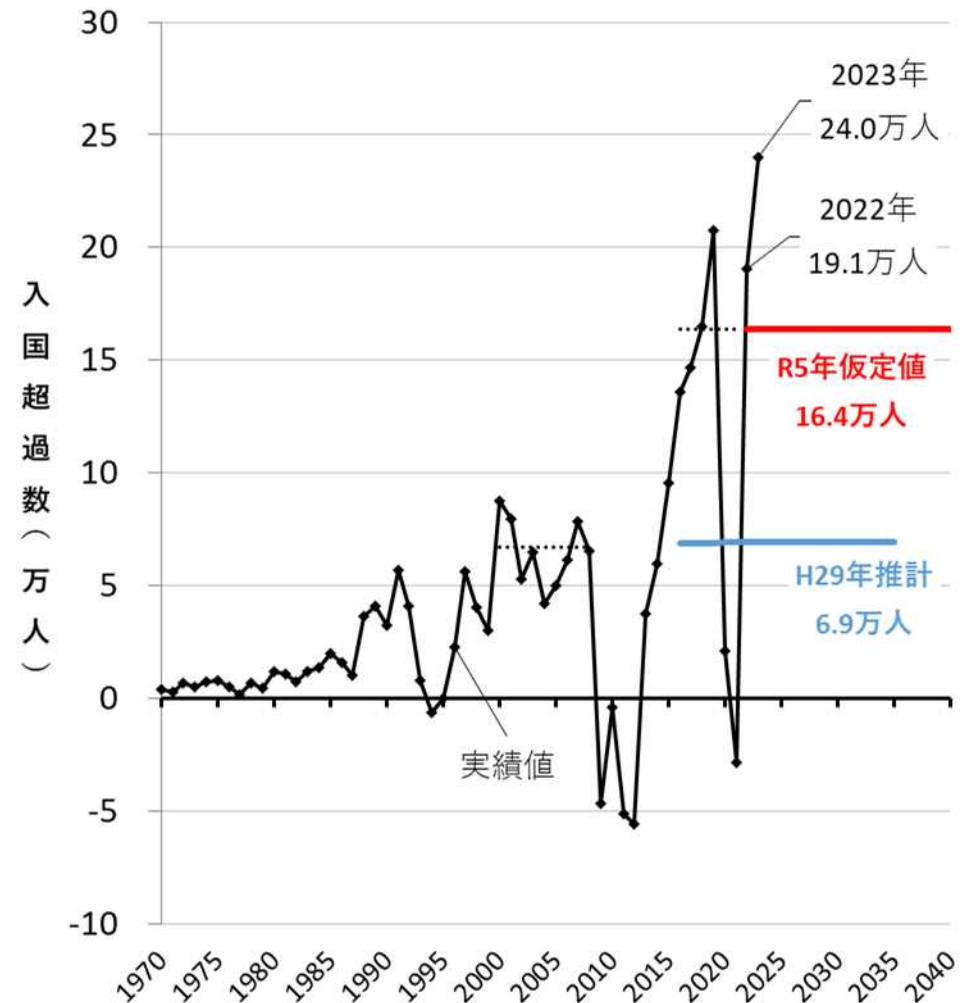
合計特殊出生率



出所：実績は厚生労働省「人口動態統計」、仮定値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

※ 前回推計(H29推計)の2065年の合計特殊出生率は、高位1.65、低位1.25。

外国人の入国超過数



(出所) 社会保障審議会人口部会資料(令和4年10月31日)、人口推計 各年10月1日現在人口(総務省)より作成

平均寿命、65歳平均余命の仮定と実績の推移

【平均寿命】

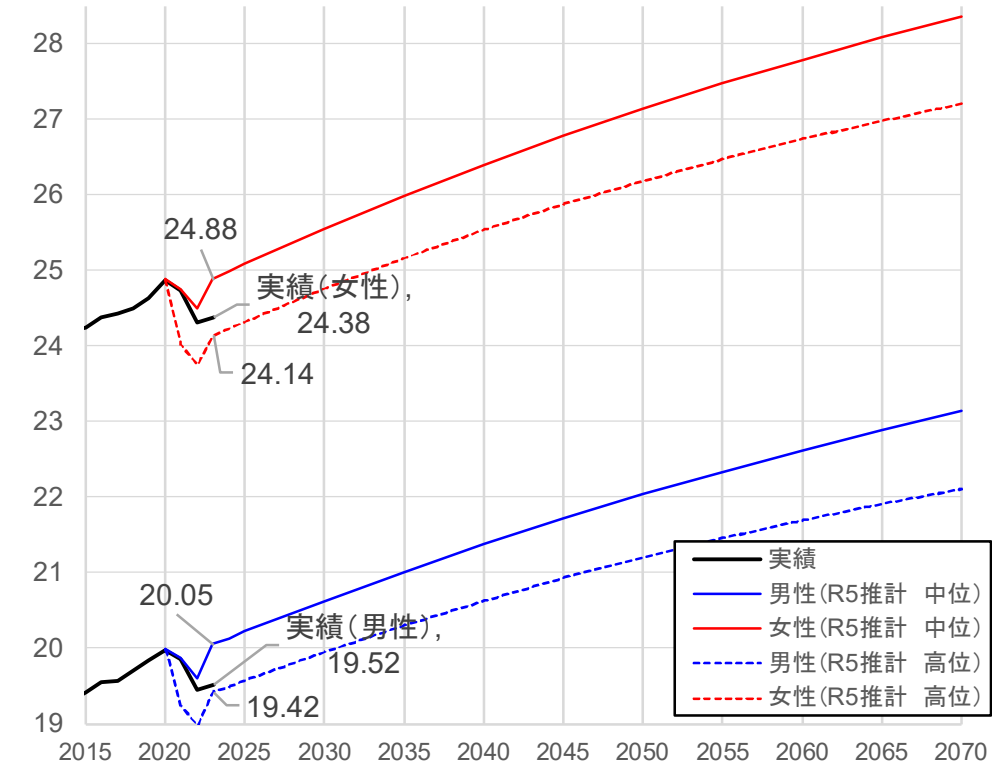
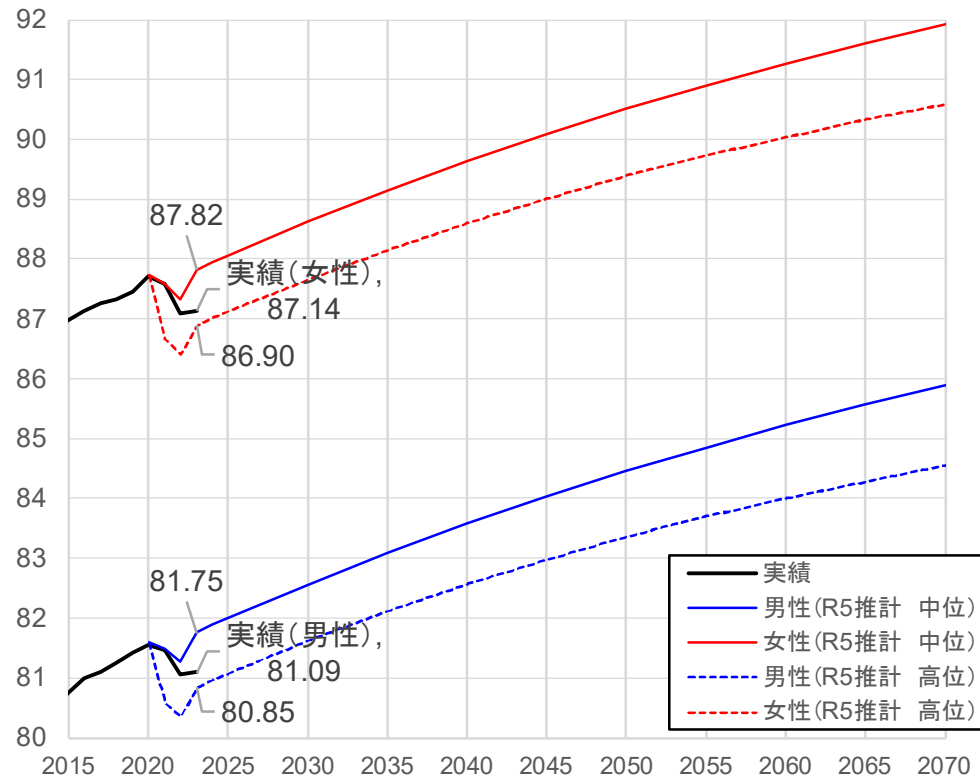
(年)

	男性			女性		
	実績	R5推計 (中位)	実績 -推計	実績	R5推計 (中位)	実績 -推計
2015	80.75		-	86.99		-
2020	81.56	81.58	-0.02	87.71	87.72	-0.01
2021	81.47	81.48	-0.01	87.57	87.58	-0.01
2022	81.05	81.27	-0.22	87.09	87.34	-0.25
2023	81.09	81.75	-0.66	87.14	87.82	-0.68
2024		81.88			87.94	
2025		81.99			88.06	
		⋮			⋮	
2070		85.89			91.94	

【65歳平均余命】

(年)

	男性			女性		
	実績	R5推計 (中位)	実績 -推計	実績	R5推計 (中位)	実績 -推計
2015	19.41		-	24.24		-
2020	19.97	19.98	-0.01	24.88	24.88	0.00
2021	19.85	19.87	-0.02	24.73	24.75	-0.02
2022	19.44	19.61	-0.17	24.30	24.50	-0.20
2023	19.52	20.05	-0.53	24.38	24.88	-0.50
2024		20.13			24.98	
2025		20.22			25.08	
		⋮			⋮	
2070		23.14			28.36	



注. 実績は「生命表(簡易生命表、完全生命表)」(厚生労働省)、見通し(推計)は「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成。

2024年財政検証に用いる長期の経済前提(案)

		将来の経済状況の仮定		<長期の経済前提>			参考(推計結果)		
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		実質経済成長率	人口1人当たり 実質経済成長率
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>		
成長実現 ケース	中長期試算 成長実現 ケースに接続	成長実現・ 労働参加進展 シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %	1.6 %	2.3 %
長期安定 ケース	中長期試算 参考ケース に接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %	1.1 %	1.8 %
現状投影 ケース	中長期試算 ベースライン ケースに接続	成長率ベースラ イン・労働参加漸 進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %	▲0.1%	0.7 %
1人当 たりゼロ成 長ケース		一人当たりゼロ 成長・労働参加 現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %	▲0.7%	0.1 %

(注1) 実質賃金上昇率及び実質運用利回り(対物価)は、経済前提の範囲(経済モデルの適用期間20年間(2034~2053年度)、25年間(2034~2058年度)、30年間(2034~2063年度)の各期間の平均値の最小と最大の範囲)の中央値を取ったもの。少数点2桁未満は切り捨てとしている。

(注2) 実質的な運用利回り(スプレッド)は、実質運用利回りから実質賃金上昇率を控除して計算。

(注3) 参考の実質経済成長率、人口1人当たり実質経済成長率は2034年度以降30年間の平均。

経済要素(実質賃金上昇率、実質的な運用利回り)の前提と実績

<実質賃金上昇率 (対物価)>

平成16年財政再計算	0.8~1.5% [1.1%]
平成21年財政検証	1.1~1.9% [1.5%]
平成26年財政検証	0.7~2.3% [1.3%]
令和元年財政検証	0.4~1.6% [1.1%]



実績 (2001~2022平均) ▲ 0.3%

労働生産性向上に伴い、実質賃金も
上昇することを前提に設定

<実質的な運用利回り (対賃金)>

平成16年財政再計算	0.8~1.3% [1.1%]
平成21年財政検証	1.3~1.8% [1.6%]
平成26年財政検証	1.0~1.7% [1.7%]
令和元年財政検証	0.4~1.7% [1.7%]



賃金の低迷が「実質的な運用利回り
(対賃金)」が高い要因のひとつ

実績 (2001~2022平均) + 3.7%

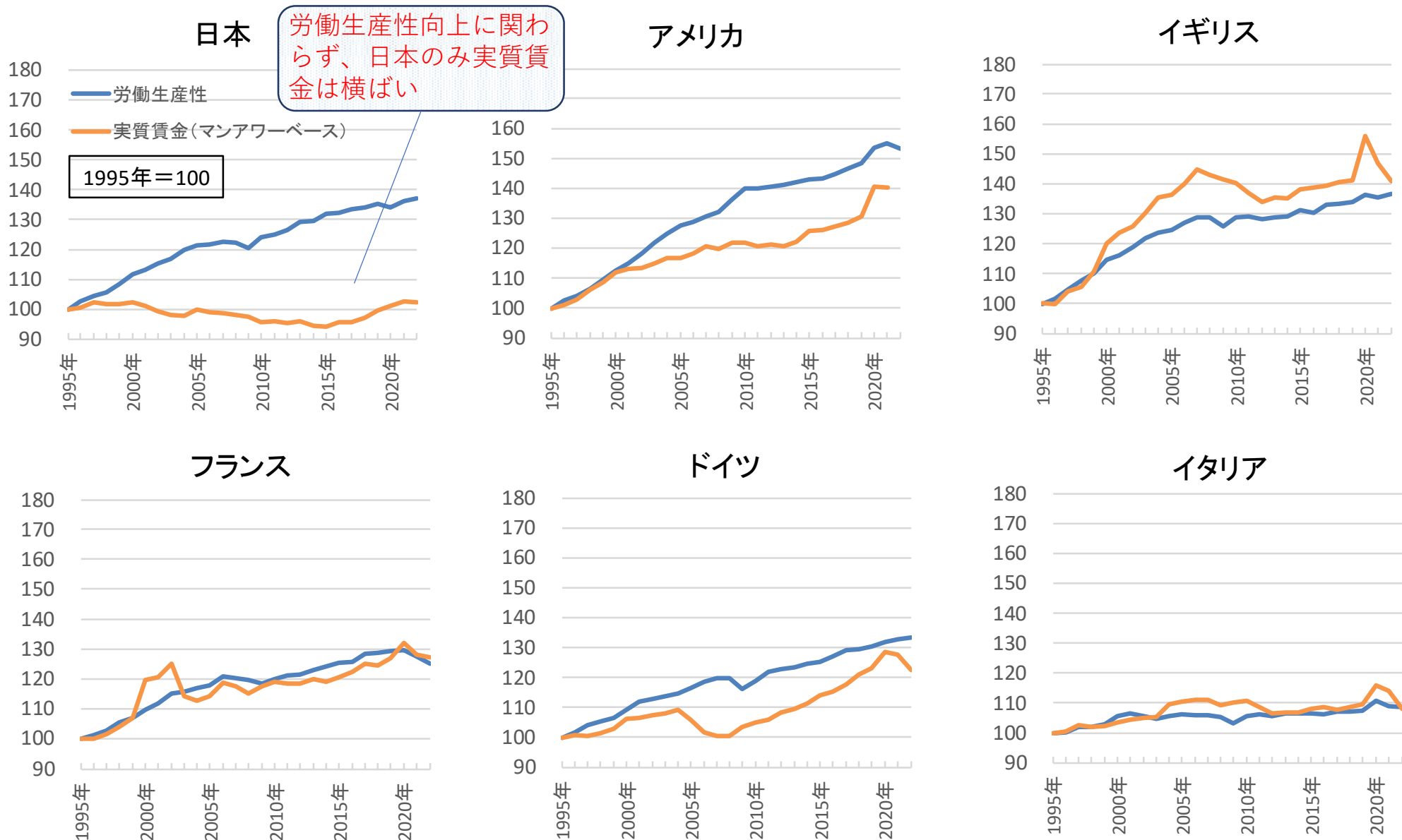
注1 : 前提は長期のもの。

[] 内は、平成16年財政再計算は基準ケース、平成21年財政検証は経済中位ケース、平成26年財政検証はケースE、令和元年財政検証はケースⅢ

2 : 実質賃金上昇率の実績は、性・年齢構成の変動による影響を控除した標準報酬(共済分含む)上昇率であり、年金改定率の算出のもととなるもの

3 : 実質的な運用利回りの実績は、厚生年金(一元化後の共済管理分を含む)と国民年金を合わせた年金積立金全体の実績(令和4年度 積立金の管理及び運用状況に関する報告書(厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省))。

労働生産性と実質賃金の推移の国際比較①



(資料) 「OECD.Stat(令和6年3月時点)」を用いて年金局数理課にて作成。

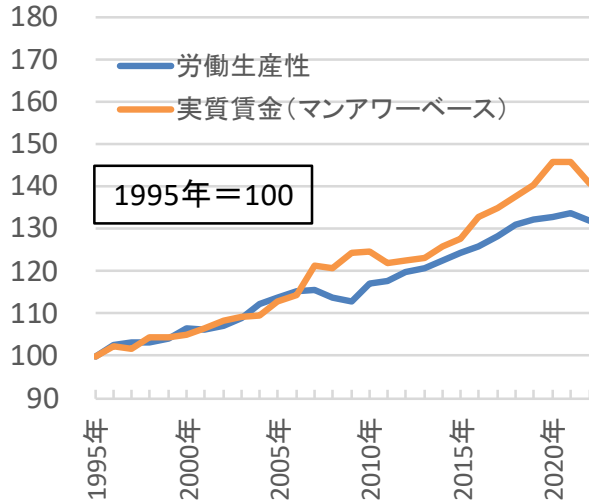
(注1) 賃金(マンアワーベース)については、賃金・俸給を雇用者数及び雇用者1人当たり平均労働時間で除することにより算出している。

(注2) 日本の雇用者数はOECDのデータからは取得できないため、内閣府の国民経済計算の公表値で代替している。

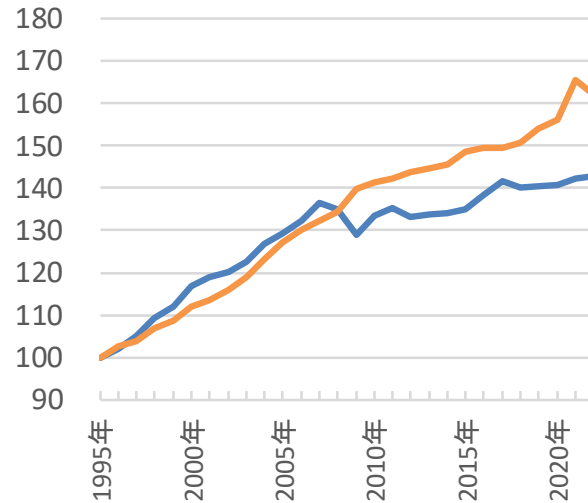
(注3) アメリカの2022年の労働生産性及び実質賃金(マンアワーベース)について、OECDのデータから取得できないため、2021年までとしている。

労働生産性と実質賃金の推移の国際比較②

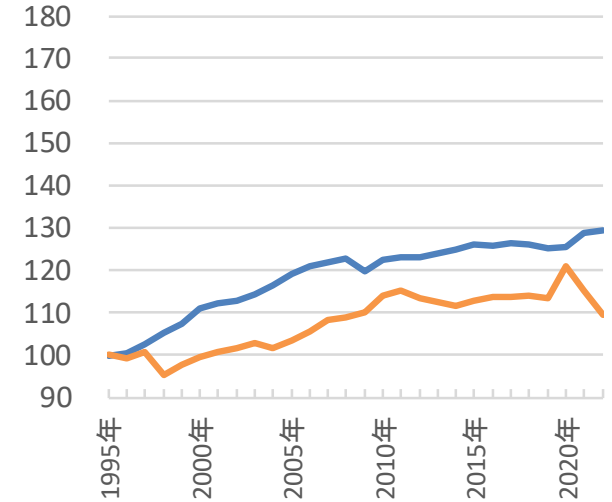
デンマーク



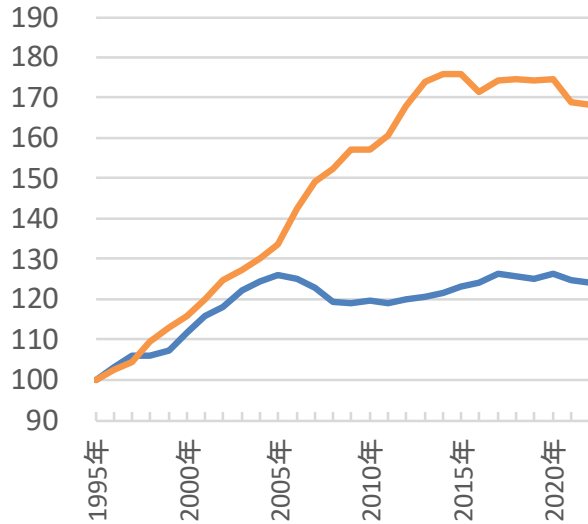
フィンランド



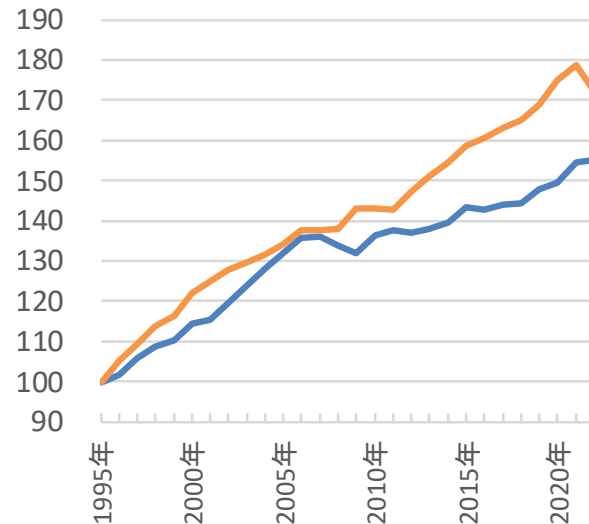
オランダ



ノルウェー



スウェーデン

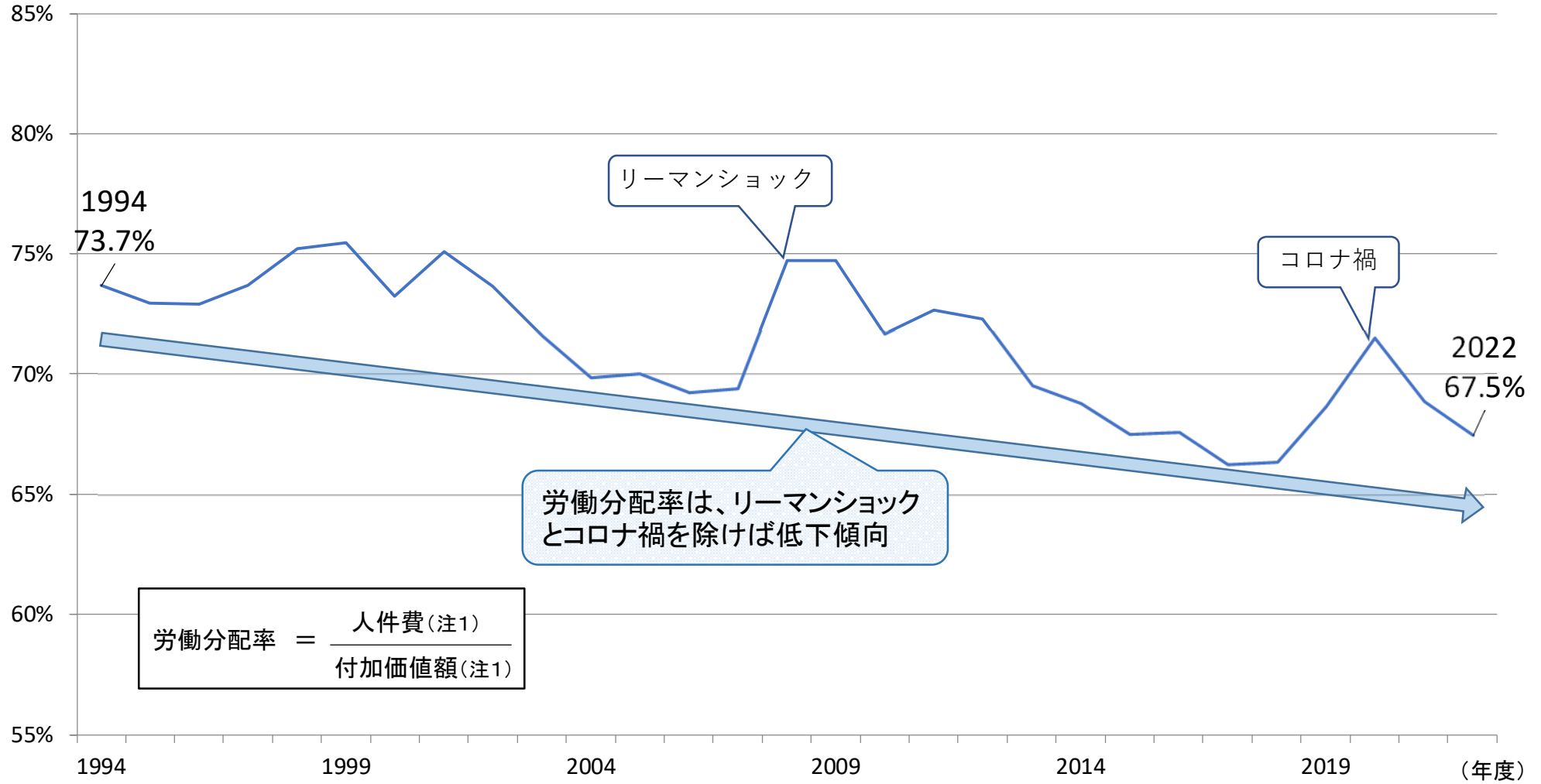


(資料) 「OECD.Stat(令和6年3月時点)」を用いて年金局数理課にて作成。

(注) 賃金(マンアワーベース)については、賃金・俸給を雇用者数及び雇用者1人当たり平均労働時間で除することにより算出している。

法人企業の労働分配率の推移

【法人企業統計調査(全産業(金融業、保険業を除く))】



【資料】「法人企業統計調査」(財務省)

注1: 法人企業統計における人件費とは、従業員給与、従業員賞与、役員給与、役員賞与及び福利厚生費の合計のことであり、付加価値額とは、人件費、支払利息等、動産・不動産賃貸料、租税公課及び営業純益の合計のことである。

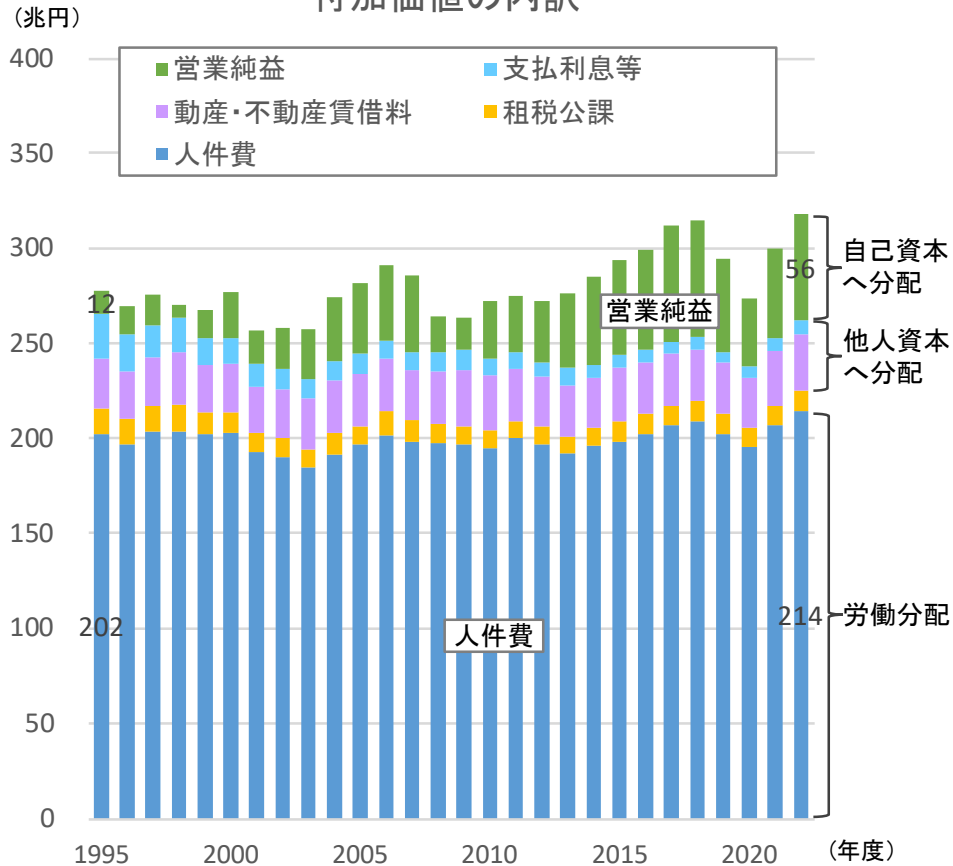
注2: 2006年度調査以前の法人企業統計については、役員賞与は利益処分項目であったため、人件費及び付加価値には含まれていない。

法人企業の収益等の推移

○ 人件費が横ばいで推移する一方、自己資本への分配に相当する営業純益は大きく増加

○ 営業利益の増加に加え、営業外の損益や特別損益がプラスに寄与し、当期純利益（税引前）が大きく増加

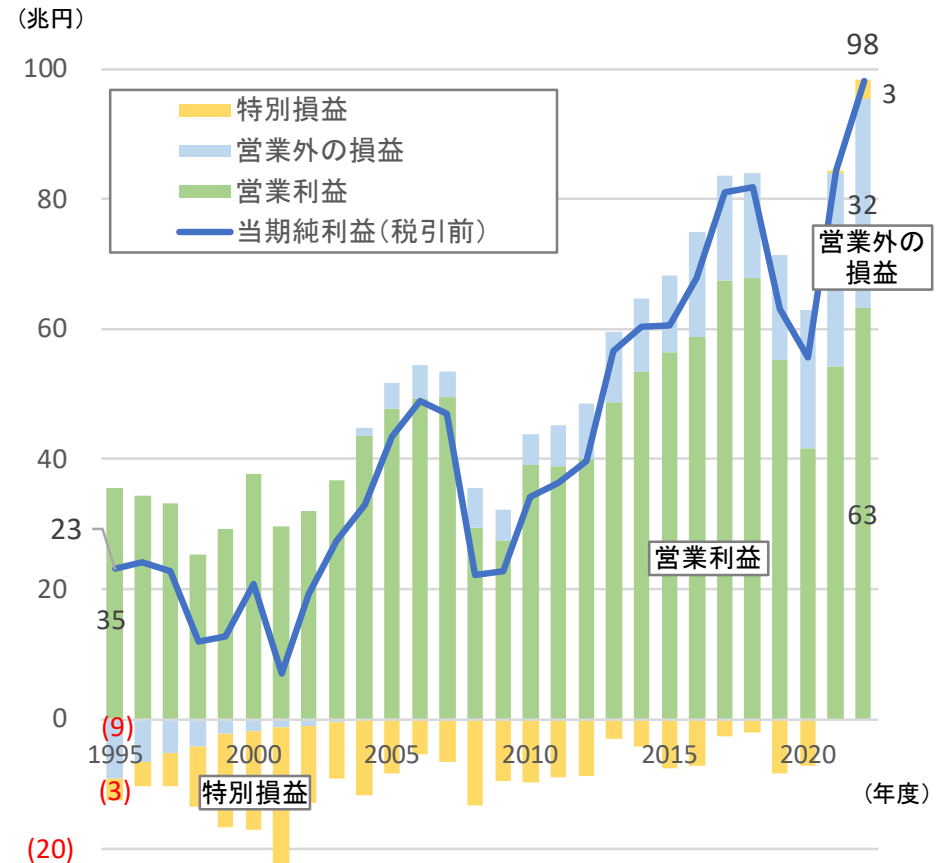
付加価値の内訳



付加価値 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益

営業純益 = 営業利益 - 支払利息等

当期純利益（税引前）の内訳



当期純利益(税引前) = 営業利益 + 営業外の損益 + 特別損益

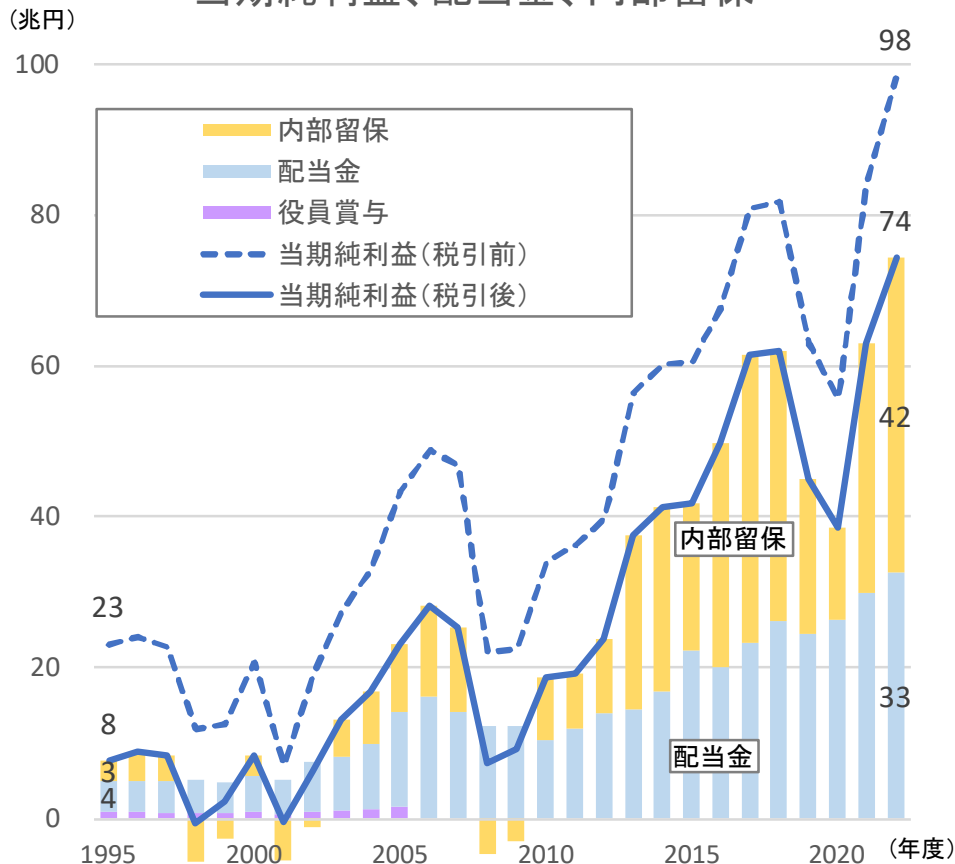
営業外の損益 = 営業外収益 - 営業外費用

法人企業の純利益、純資産等の推移

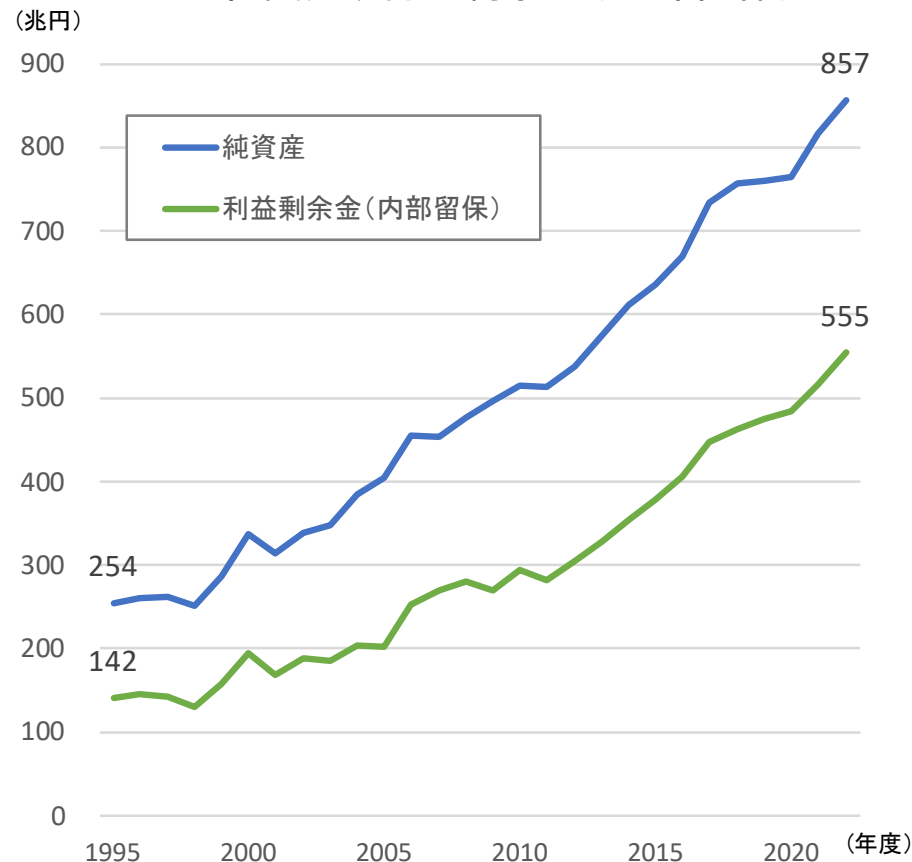
○ 当期純利益（税引後）の増加に伴い、配当金、内部留保が大きく増加

○ 純資産、及びその内訳である利益剰余金（内部留保）が大きく増加

当期純利益、配当金、内部留保



純資産、利益剰余金(内部留保)



当期純利益(税引後) = 当期純利益(税引前) - 法人税・住民税等

内部留保 = 当期純利益(税引後) - 配当金 - 役員賞与(※)

※ 役員賞与は2006年度調査以前では利益処分項目であったが、以降は費用項目となったため当期純利益に含まれない。

純資産 = 総資産 - 負債

※ 利益剰余金は、貸借対照表の純資産の部に計上。いわゆる(ストックの)内部留保の金額として広く用いられる。

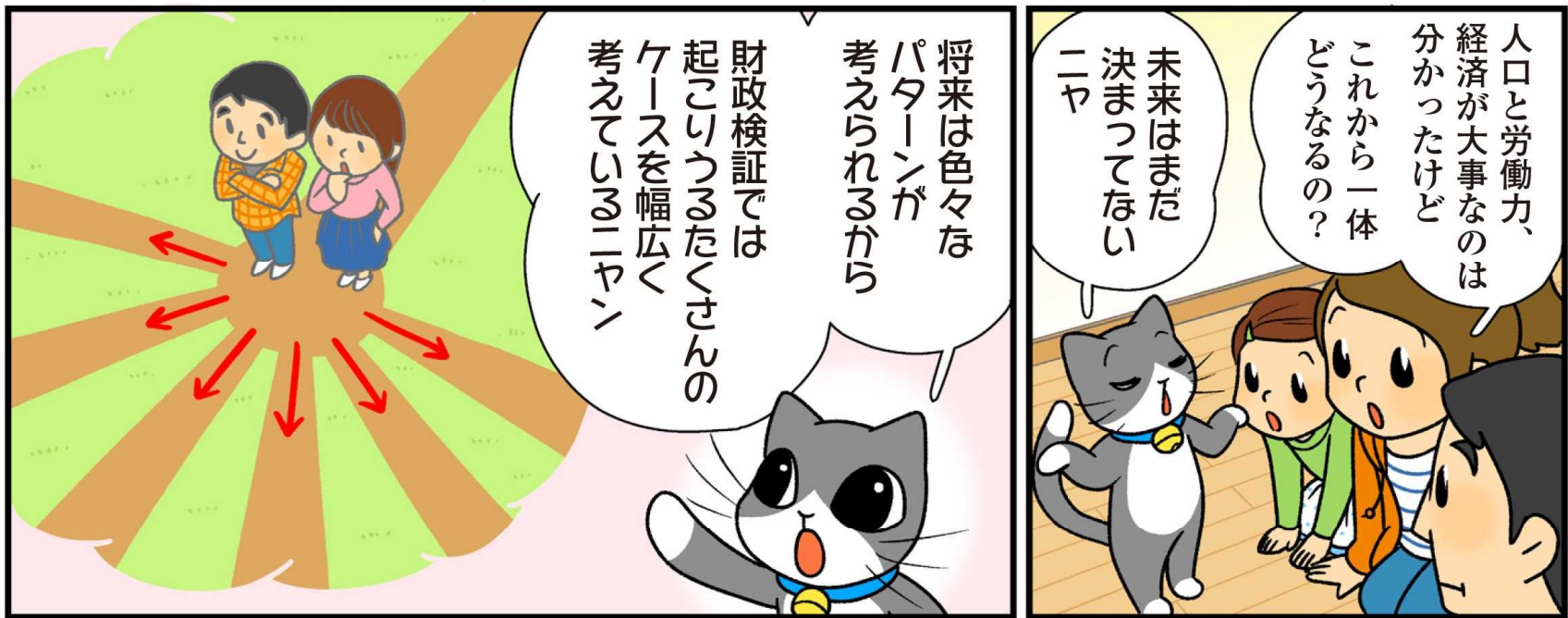
将来を見通すこと (予測と投影)

「年金財政における経済前提に関する専門委員会 報告書」より抜粋

2. 財政検証に用いる経済前提の基本的な考え方

(3) 将来の社会・経済状況は不確実であり、長期の予測には限界がある。このため、財政検証の結果は、人口や経済を含めた**将来の状況を正確に見通す予測 (forecast)**というよりも、**人口や経済等に関して現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影 (projection) するものという性格に留意が必要**である。この性格を踏まえると、財政検証の将来見通しは、一定のシナリオを基に長期の平均的な姿を描いたものと解釈すべきであり、経済前提は、長期的に妥当と考えられる複数のシナリオを幅広く想定した上で、長期の平均的な姿として複数ケースの前提を設定すべきものである。また、財政検証の結果についても幅を持って解釈する必要がある。さらに、長期の経済前提を設定するに当たっては、財政検証が概ね 100 年にわたる超長期の推計であることを踏まえ、足下の一時的な変動にとらわれず超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲において設定する必要がある。

～いっしょに検証 公的年金 第8話～ より抜粋



年金春秋

将来不安と公的年金

初めて公的年金の数理を担当した2000年から22年が経ちました。その間、公的年金の持続可能性については、少子高齢化を背景に厳しい目が向けられてきました。

もちろん少子高齢化が年金財政に厳しい影響を与えるのは間違いありませんが、過剰に悲観的な見方に振れ、それが年金不信につながることも多く見受けられました。楽観論は必要な改革を遅らせるといわれますが、過剰な悲観論も公的年金の廃止や根本改革を求める過激な意見に流され、地道でありながら必要な改正議論を遅らせてしまうものです。特に、2004年に公的年金の持続可能性の強化を図る大きな改革を行った後は、この悲観論に如何に向き合って、必要な改革を進めていくかが大きな課題でありました。

その中、このような悲観論が広まる背景を考えてきたのですが、根底にあるのは、多かれ少なかれ誰もが持っている「将来不安」ではないかと感じています。特に若者にとって、老後は見通すにはあまりにも遠い将来であり、先のことは分からないという漠然とした不安が生じるのは当然のことです。今後60～70年の間、つまり自分の一生の間は何が起こるのか見通すことのできる若者はいないでしょう。その中で少子高齢化という荒波が襲ってくると持続可能性に不安を持ってしまつのも理解できます。

しかし、本来、公的年金は個人では対応が難しいリスクに対し、国民の支え合いにより備える仕組みです。将来のリスクに対応し、不安を解消するための仕組み、将来不安を克服するための仕組みともいえるものです。「将来は不確実だ」、「将来どうなるか分からない」というのは全くその通りです。しかし、将来の不確実性に対する備えとして国全体の支え合いで備える以上に安定したものはないのでないでしょうか。国全体で乗り越えることができないう荒波に対し、個人や企業で備えても対応できない人は多いでしょう。

公的年金の財政を長く注視してきて感じるのは、賦課方式の年金制度の安定性、強さです。その強さは、社会・経済システムと直接結びついていることにあると考えています。少子高齢化は進行していますが、一方で女性や高齢者の労働参加は大きく進んでいます。特に団塊世代の引退後の労働参加の進展はめざましいものがあります。これは少子高齢化による労働供給の不足に社会が対応してきた、社会の強さの表れでしょう。この対応力により賦課方式の公的年金の持続可能性も強化されています。つまり、社会・経済システムと直接結びつくことにより、社会の対応力に公的年金も支えられているのです。

このように考えると公的年金が持続可能かどうかは、最終的には、働けなくなった高齢者等を社会全体で支えていくことができるかどうかという課題と同じではないかと考えています。この課題は、どのような社会システムを採用したとしても向き合わなければならない課題です。

将来が不確実である限り、将来不安から完全に逃れることはできないでしょう。その中で、国全体で支え合う公的年金は、将来不安を克服しつつ、働けなくなった高齢者等を支えていくという課題を乗り越えていく極めて有効な仕組みではないでしょうか。

将来不安を克服するために大事なことは、将来を予測することではなく、より良い未来を作るため「今何をなすべきか」考え、行動を起こすことでしょう。公的年金という仕組みを如何に上手く利用し将来不安を乗り越えていくか、知恵を絞っていきいたいと考えています。

佐藤 裕亮 (さとう ひろあき)

厚生労働省年金局総務課長

1996年厚生省入省。厚生労働省年金局総務課、政策統括官付社会保障担当参事官室、保険局調査課などの勤務を経て2021年4月より現職。年金局総務課の勤務は通算14年程。



「企業年金総合プランナー2022 第40号」より抜粋

このような悲観論が広まる背景を考えてきたのですが、根底にあるのは、多かれ少なかれ誰もが持っている「将来不安」ではないかと感じています。特に若者にとって、老後は見通すにはあまりにも遠い将来であり、先のことは分からないという漠然とした不安が生じるのは当然のことです。今後60～70年の間、つまり自分の一生の間に何が起こるのか見通すことのできる若者はいないでしょう。その中で少子高齢化という荒波が襲ってくると持続可能性に不安を持ってしまうのも理解できます。

公的年金は個人では対応が難しいリスクに対し、全国民の支え合いにより備える仕組みです。将来のリスクに対応し、不安を解消するための仕組み、将来不安を克服するための仕組みともいえるものです。「将来は不確実だ」、「将来どうなるか分からない」というのは全くその通りです。しかし、将来の不確実性に対する備えとして国全体の支え合いで備える以上に安定したものはないのではないのでしょうか。

公的年金が持続可能かどうかは、最終的には、働けなくなった高齢者等を社会全体で支えていくことができるかどうかという課題と同じではないかと考えています。この課題は、どのような社会システムを採用したとしても向き合わなければならない課題です。

将来が不確実である限り、将来不安から完全に逃れることはできないでしょう。その中で、国全体で支え合う公的年金は、将来不安を克服しつつ、働けなくなった高齢者等を支えていくという課題を乗り越えていく極めて有効な仕組みではないのでしょうか。

将来不安を克服するために大事なことは、将来を予測することでなく、より良い未来を作るため「今何をなすべきか」考え、行動を起こすことでしょう。公的年金という仕組みを如何に上手く利用し将来不安を乗り越えていくか、知恵を絞っていきたいと考えています。

ご静聴ありがとうございます